

福岡市農林業総合計画（案）

（令和4年度～8年度）

福岡市農林業振興審議会

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間（目標年次）	2

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢	3
第2章 福岡市農業の現状と課題	
第1節 前計画の総括	5
第2節 現状と課題	10
第3章 基本方向	
第1節 長期的な目標（長期ビジョン）	14
第2節 計画の目標（5年間）	15
第3節 振興方向（5年間）	16
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	17
第2節 施策の実施方針・重点施策	18
第3節 5年後の目標	26
第4節 作目別の振興方向	30

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢	35
第2章 福岡市森林・林業の現状と課題	
第1節 前計画の総括	37
第2節 現状と課題	40
第3章 基本方向	
第1節 福岡市の森の将来像（長期ビジョン）	43
第2節 計画の目標（5年間）	51
第3節 振興方向（5年間）	52
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	53
第2節 施策の実施方針・重点施策	54
第3節 5年後の目標	58

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

福岡市では、人口160万人を超える大消費地を擁する特性を活かし、野菜や花きを主体とした都市型農業が営まれ、市民に新鮮で安全な農産物を提供しています。福岡市の農林業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支え、観光都市福岡の集客に大いに貢献しています。農地や森林は、生物多様性の保全、洪水防止機能、水質浄化などの水源涵養機能、防災空間の確保、大気の浄化、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、市民に潤いと安らぎをもたらしています。

平成29年3月に策定した「福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度）」に基づき、農林業施策を展開していますが、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の減少や耕作放棄地の顕在化など、農林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状態が続いています。

国においては、国民生活に不可欠な食料を、将来にわたって安定的に供給するとともに、食料自給率の向上を図るため、また、森林の整備や保全活動を行うため、様々な施策を展開しています。一方で、ロボットやAI・IoTといったイノベーション（技術革新）や、TPP等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、さらに、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラルに対する国内外の関心の高まりなど、農林業が新たな時代を迎えています。

新たな時代の到来は、福岡市においても無関係なことではありません。持続可能な力強い農業を実現するため、福岡市における農林業所得の向上を図ることは重要な課題であり、農林業の振興に向けた取組みをしっかりと進めていく必要があります。

こうした情勢の変化や福岡市農林業の現況と課題を踏まえ、福岡市農林業振興の指針となる計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 福岡市農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針とします。

今後の農林業振興施策を計画的、総合的に実施していくための指針とし、予算の編成・執行にあたっては、この計画を基本として施策・事業の推進を図ります。

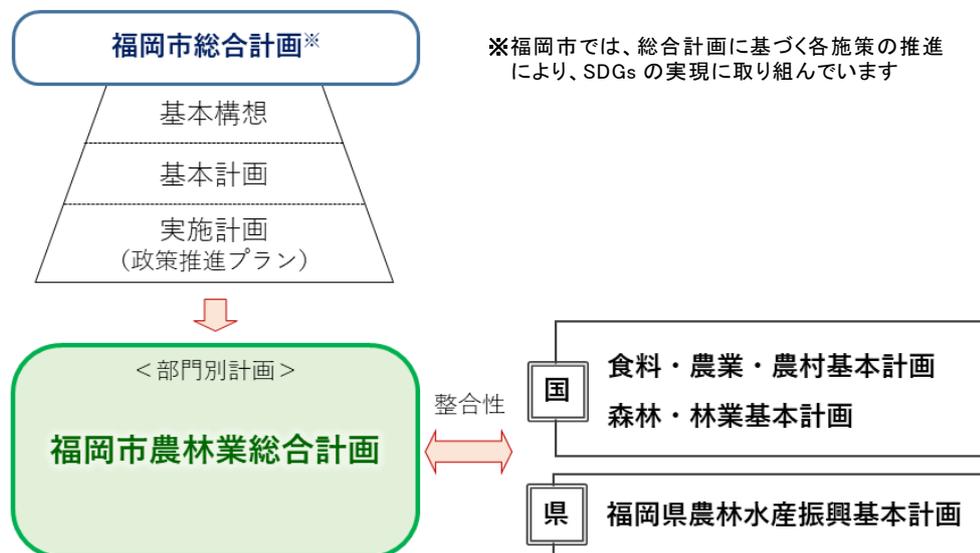
(2) 国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとします。

国の「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」、県の「福岡県農林水産振興基本計画」など農林業振興に係る諸計画との整合性に留意し策定するものとします。

(3) 福岡市基本計画の農林業振興における部門別計画とします。

福岡市の基本構想・基本計画に基づく福岡市農林業振興の部門別計画とし、福岡市の他の部門別計画との連携を図ります。

(4) 「^ちふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図るものとします。



第3節 計画期間（目標年次）

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

（1）社会情勢や市民意識の変化

我が国においては、少子高齢化・人口減少による消費の減少が見込まれており、単身世帯や共働き世帯の増加等、社会構造の変化を反映した食の外部化が進展するとともに、加工食品や総菜といった中食への消費者ニーズが高まっています。また、ICTの利用拡大に伴うネット販売による食品購入の増加や、コロナ禍の状況による新たなライフスタイルの確立など、経済社会に大きな波が押しよせています。その一方で、食の安全への意識や、健康に関する意識の高まりもあり、安全で新鮮な農畜産物の提供が期待されています。

また、都会の生活を見直して、新たな生活スタイルを求めて農村への移住を考えている方や、旅行等の際、その土地の風土や農産物に惹かれ、移住先として高い関心を持つ方もおり、定年退職を契機とした農村への定住志向や、都市と農村を行き交う生活スタイルの実践など、様々な観点から農村の持つ価値や魅力が見直されています。

（2）農業の置かれた状況

全国的に農業従事者の減少・高齢化が続いており、年齢階層別にみると65歳以上が7割、50歳未満が3割という著しくアンバランスな構成になっています。今後も、高齢農業者のリタイアが増加することが見込まれます。特に、農村地域の人口減少、高齢化は著しく、農道や水路の維持補修等の地域における活動の継続が困難になっており、農業生産の停滞や地域コミュニティ・集落機能の低下にまでつながっており、新規就農者の確保・定着が喫緊の課題となっています。このような状況のもと、耕作放棄地の増加や農業・農村が持つ多面的機能の低下も懸念されています。

農地については全国的に耕地面積が減少しており、また耕作放棄地も増加しているため担い手への農地集積を進めていますが、集積率は近年横ばい状況で推移しています。

また、近年の温暖化の影響による集中豪雨の多発化など、異常気象の影響が農業被害のリスクを高めています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント等の自粛や、外国からの渡航者に対する入国制限、飲食店への営業時間の短縮要請等により、農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面しています。

（3）国の動き

国においては、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

令和2年3月には、今後10年間の農政の指針となる、新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定しました。将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給するため、食料自給率目標としてカロリーベース45%、生産額ベース75%に設定し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るための講ずべき施策を示しました。

また、国外では、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定により、世界において巨大な市場を構築することから、新型コロナウイルス感染症危機への対応の視点を加え、令和2年12月、TPP等の各協定を最大限に活用するための政策を整理した「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂しました。

令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速することが見込まれる中、食料・農林水産業においても的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月 農林水産省）

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

具体的な取組み

- 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
- 食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造
- サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携
- カーボンニュートラルに向けた森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

第2章 福岡市農業の現状と課題

第1節 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）では、農業分野の目標として「農業所得の向上と都市型農業の多面的機能の発揮」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

目標でもある農業所得の向上については、調査の結果330万8千円(令和2年度)であり、初期値294万5千円よりも5年間で約36万円増加していますが、目標額が350万円ですので、引き続き所得の向上を図るため、今後も農業分野における指標として捉えてまいります。

農業経営の安定と生産性の向上では、目標には達していないものの、「担い手への農地集積」については、初期値よりも増加しています。一方、「認定農業者数」は、規模縮小などにより件数はあがらず、維持にとどまり増えていません。

魅力ある農産物と新たな価値の創造における「市内産農畜産物を使用した加工品数」は計画どおり進捗し目標を上回りましたが、加工品数を、今後、農業所得の向上にどのようにつなげていくかが重要との指摘もいただいております。

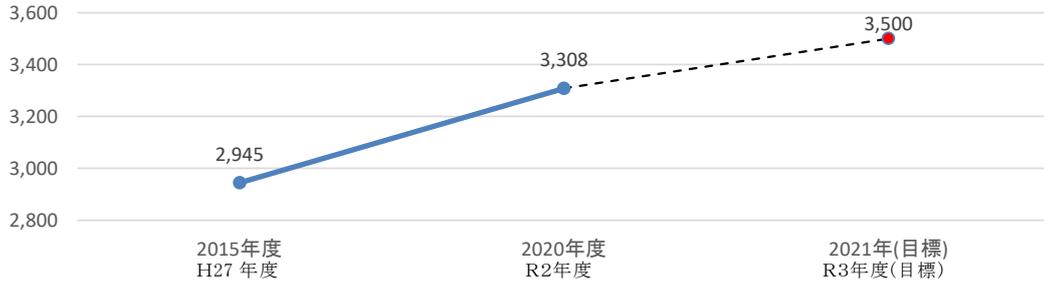
多様な担い手の確保・育成、生産緑地指定面積、耕作放棄地面積については、概ね計画通り進捗して目標値を上回り、また、農への理解促進と消費拡大については初期値よりも増加・向上していますが、担い手の確保・育成については、農業従事者が減少し、高齢化が進む中、福岡市の農業振興において今後も重要な課題となるのではないかと意見をいただいております。

農との交流促進においては、コロナ禍の状況によりふれあい施設の利用者数が減少していますが、今後も引き続き市民への情報提供・発信に努めていくことが必要です。

福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思える市民の割合は73.7%に留まっており、今後さらに市民への情報提供・発信に努めていくことが必要です。

結果としては、数値目標に掲げた23項目のうち、令和2年度の実績と比較すると、コロナ禍による影響もありますが、17項目については未達成となり、「新規就農者数」や「市内産農畜産物を使用した加工品開発」など6項目については目標を達成しました。

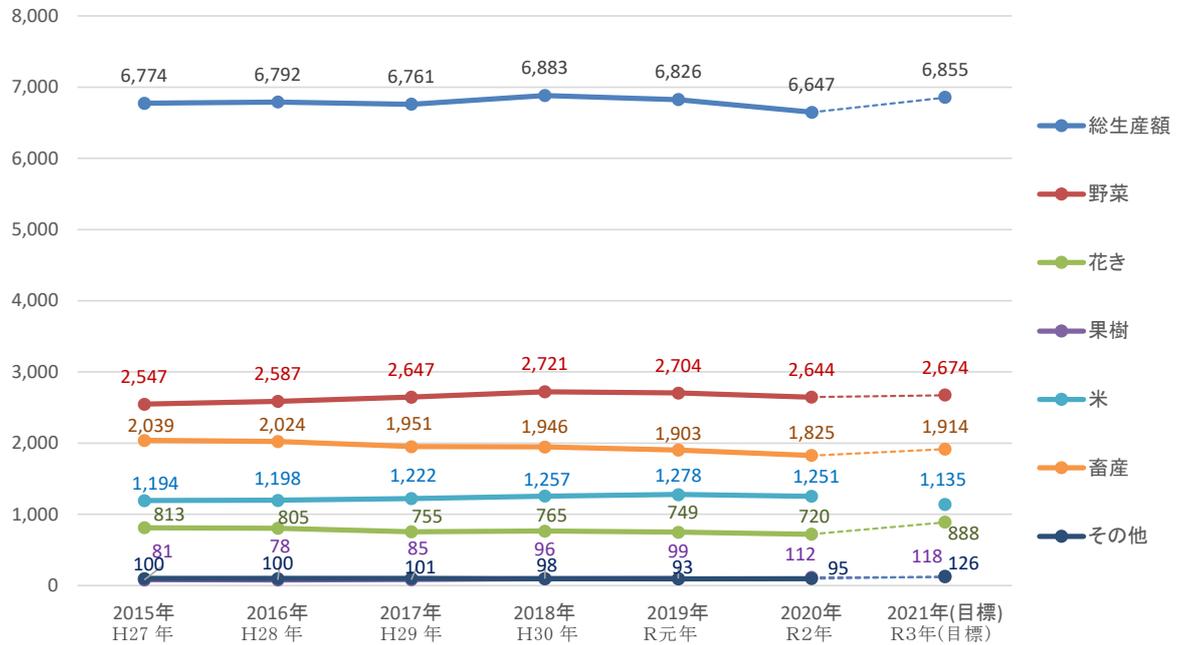
農業所得金額（千円）



※初期値は、「福岡市農家所得実態調査(平成27年度)」に基づく専業農家の平均値

[農業経営の安定・生産性の向上]

生産額（百万円）

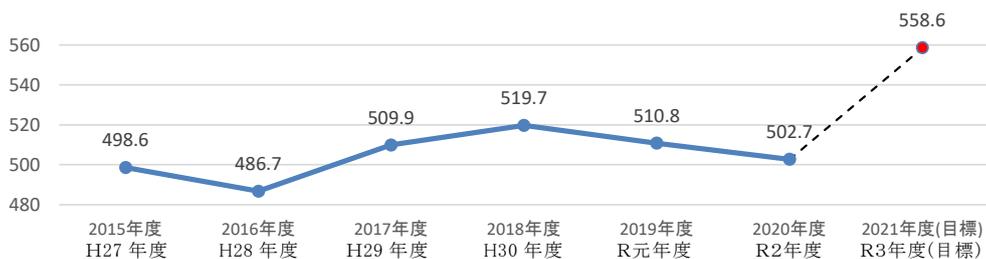


※野菜、果樹、花きについては、卸売市場(市内及び市外)での取扱金額を基に、各年の国産青果物の卸売市場経由率(80~85%)から算定したもので、加工、自家消費等は含まない。ただし、米については、需給調整による作付面積(実績値)を基に算定した生産量に販売単価を乗じて算定したもので、自家消費等を含む。

※農業生産額は気象・天候の自然条件、景況などの社会条件により年によってばらつきがでるため、過去5年の平均値を算出

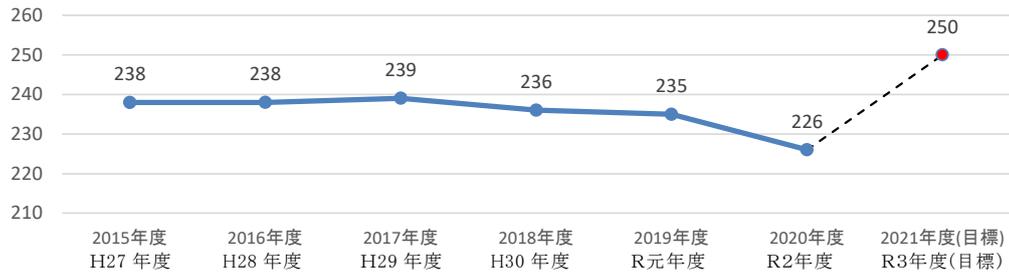
※初期値:平成23~27年の平均値、平成28年:平成24年~28年の平均値、平成29年:平成25~29年の平均値、平成30年:平成26~30年の平均値、令和元年:平成27~令和元年の平均値、令和2年:平成28~令和2年の平均値

担い手への農地集積 (ha)



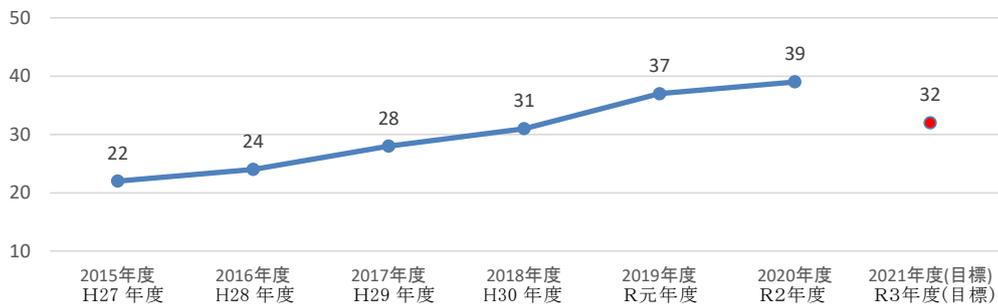
※認定農業者などの担い手に対して農地を集積した面積

認定農業者数（人）



[魅力ある農産物と新たな価値の創造]

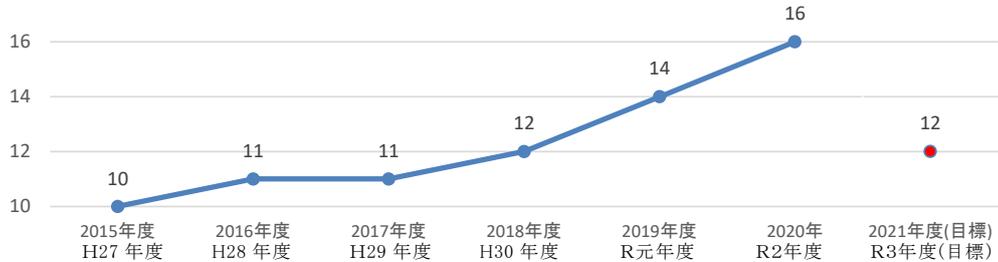
市内産農畜産物を使用した加工品開発（品）



※市内産農畜産物6次産業化推進事業等により開発・販売した加工品

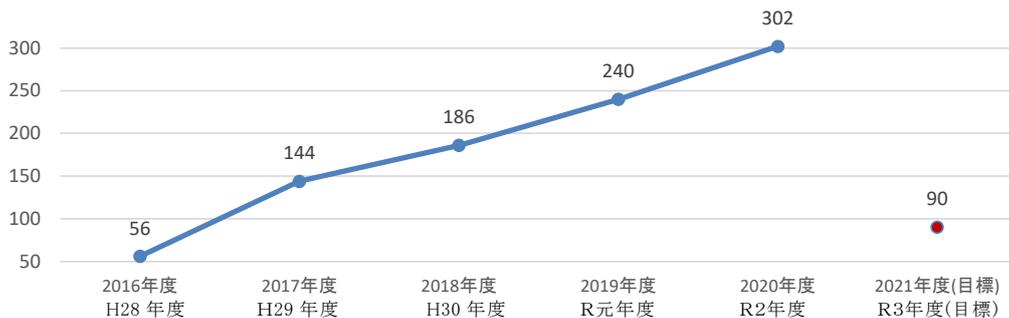
[多様な担い手の確保・育成]

新規就農者数（人/年度）



※新たに農業経営を開始したもの（農家の子弟継承及び見込の者を含む。）
 ※恒常的な新規就農者増を図るため、過去10年の平均値を算出
 ※初期値：平成18～27年度の平均値

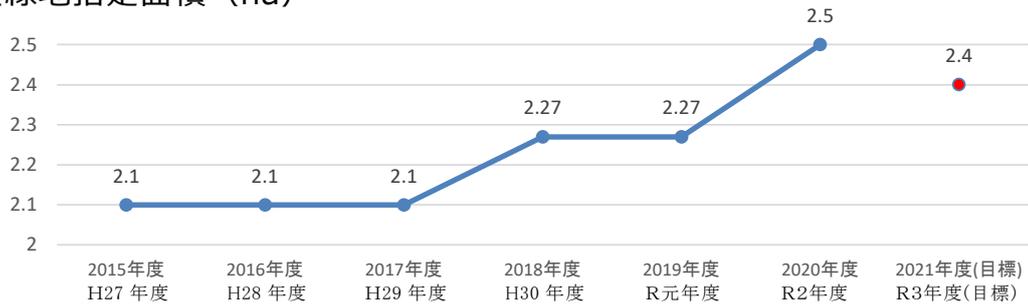
農家と雇用従事者のマッチング成立件数（件）



※平成28年度から3か年計画で開始した事業に基づく件数

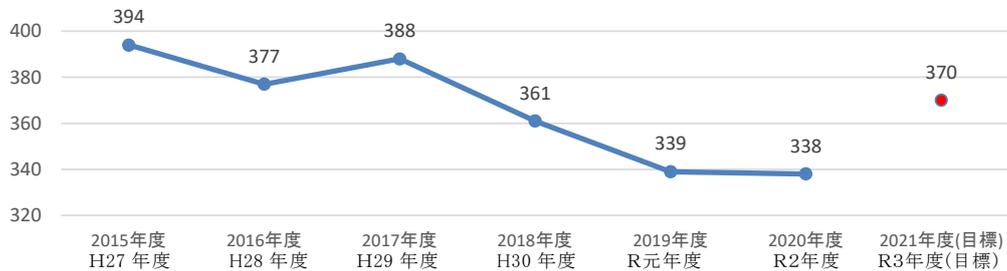
[農地の保全]

生産緑地指定面積（ha）



[農村環境の保全]

耕作放棄地面積（ha）



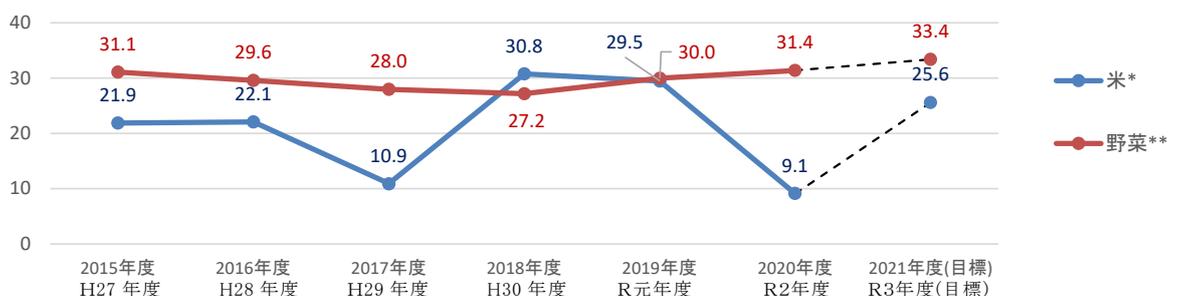
[農への理解促進と消費拡大]

ふくおかさん家のうまかもん事業者認定件数（件）



※平成 28 年度から 5 か年計画で福岡市事業者総数(13,962 事業所)の 1 割を目標とする

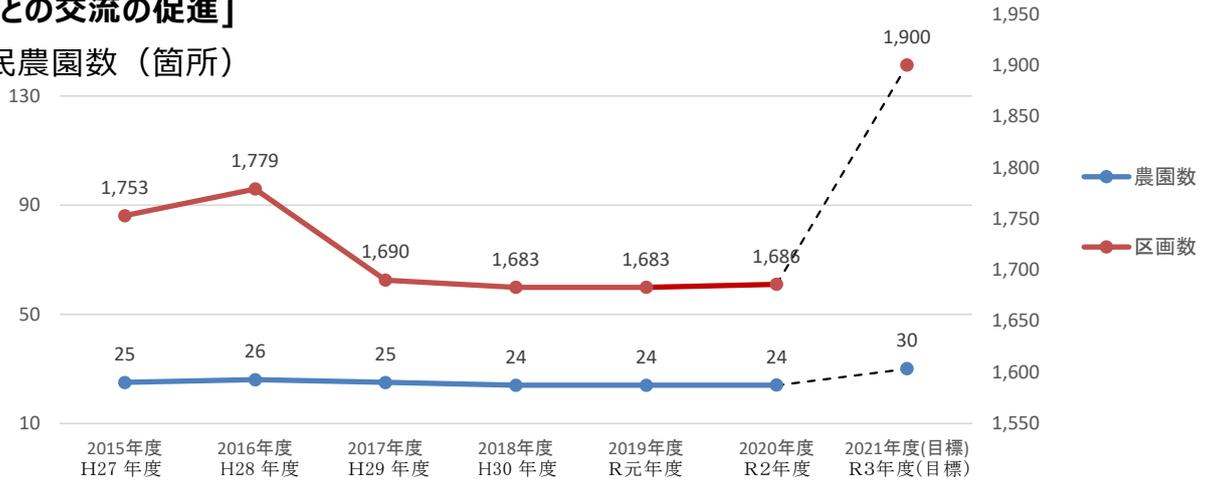
学校給食への市内産農産物利用割合（%）



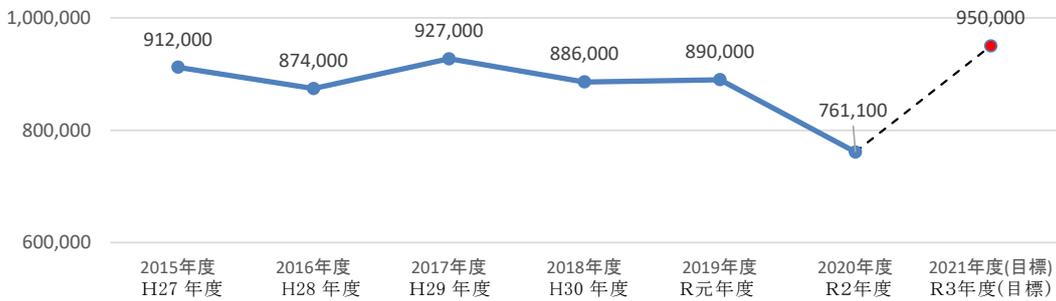
* (米) 小中学校における重量ベースで初期値は平成 26 年度の数値
 ** (野菜) 小学校における主要 14 品目の重量ベースで、初期値は平成 24～26 年度、R2 年度は平成 29～令和元年度の平均値

[農との交流の促進]

市民農園数（箇所）

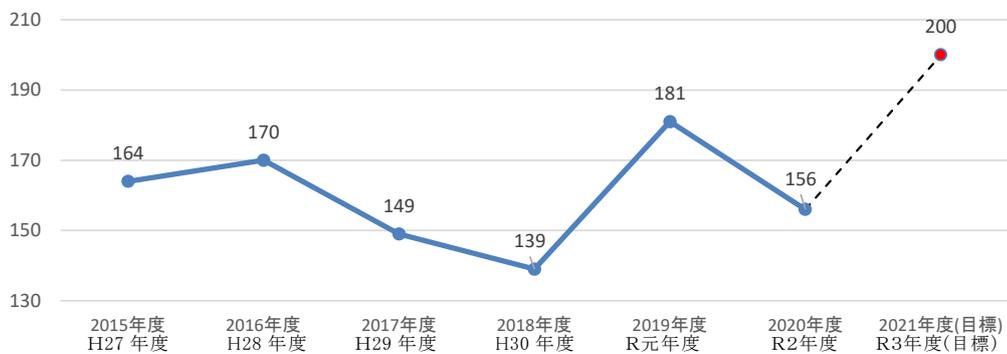


ふれあい施設の利用者数（人）



※ふれあい施設：油山市民の森、油山牧場、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園

農作業体験を行う学校の数（校）



※対象：福岡市立の小学校 144 校、中学校 69 校、特別支援学校 8 校 高等学校 4 校 計 225 校

福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合（％）



※目標値は第9次福岡市基本計画（計画期間：平成25～34年度）における成果指標

第2節 現状と課題

(1) 農業の担い手

福岡市における農家戸数、農業従事者数は依然として減少しており、また、農業経営主の平均年齢は平成26年度に70歳、令和元年度には72歳を超えており、農業従事者の高齢化が年々進んでいます。

このような状況の中、福岡市では、「都会に近い、農業」を体現する若手農業者の活動を支援する等、地域農業の担い手の育成を図るとともに、将来にわたって福岡市の農業を支える新規就農者の確保に努めています。以前よりも新規就農者数は増加傾向で推移していますが、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業従事者数の減少幅が大きいため、全体の数としては減少傾向にあります。

地域の農地を守る取組みのひとつとして期待される受託組織（受託料を収受し農作業の全部又は一部の作業を行う組織）など、地域における組織づくりはあまり進んでいない状況です。

このため、地域農業の中心となる担い手だけでなく、受託組織などの組織づくりへの支援や、法人等による参入を促すなど、多様な担い手の確保に向けた取組みを支援していく必要があります。

(2) 農業経営

福岡市内における農業経営については小規模農家が多いことから、福岡市では小規模な農地で高収益を得ることができる施設園芸など、野菜・花きを中心とした都市型農業を推進しています。

国においては、担い手への農地の集積による大規模化、6次産業化や輸出の促進等による農業の活性化を推進していますが、福岡市においては、大規模化や集約化が困難な農地が多い状況にあり、また加工品開発や販売まで行える農家は限定的です。

このため、小規模で高収益を得ることができる施設園芸農業の拡大・充実や、早良区・西区など規模拡大が可能な地域における担い手への農地の集積・集約化などの施策の推進が必要です。また、地産地消を推進し市内産農畜産物の消費拡大を図るとともに、6次産業化による新商品開発・ブランド化の推進など、農家の経営安定や農業所得の向上のための支援を充実していく必要があります。

新商品の開発の場面等、農業経営において女性の役割は重要です。女性の役割も増えていますが、活躍するにはまだまだ不十分な環境と考えており、より働きやすい環境の整備が必要です。

効率的な農業経営を実践するため、生産現場でのAI・IoT等を活用したスマート農業の導入に向けた実証実験において、生産性の向上の効果があがっており、今後、普及に向けた支援を行うことが重要です。

また、障がい者施設と連携し、障がい者等の農業分野での就労等を促す「農福連携」を推進させるため、農家と福祉事業所とのマッチングに取り組み、令和2年度に1件成立しました。農家の人手不足の解消を図る方法のひとつとして、今後も継続して取り組む必要があります。

有害鳥獣による農産物被害については、被害額が減少傾向にあるものの、農業経営に損失をもたらす被害は依然としてあることから、継続して対策を行う必要があります。

(3) 農畜産物供給

福岡市の農業生産額は農業従事者の減少や高齢化が進む中、一定程度維持できていますが、今後も市民に安定的に農畜産物を供給していくためには、農作物の安定的な生産・出荷を推進していく必要があります。

米については、国が策定する需給の見直し等を踏まえ、生産者や集荷業者等が中心となって需要に応じた主食用米の生産に取り組むとともに、水田の有効活用により麦や飼料用米等の生産・利用の拡大を行っていく必要があります。

また、畜産については、肉用子牛や配合飼料の価格が高値で推移するなど厳しい状況にあり、生産性の向上や生産コストの縮減を進めることが重要です。

さらに、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて、農薬使用基準の遵守や残留農薬検査の実施による安全性・品質管理の向上等、徹底していくことが求められています。

身近な農産物への市民の関心も高くなっていることから、学校給食への市内産農産物の活用推進など、地産地消・食育推進の取組みを充実していく必要があります。

(4) 農地等の保全・活用

福岡市においては、全体として農地が年々減少していますが、特に利用効率の悪い中山間地を始めとした不耕作地や耕作放棄地が増える傾向にあり、これまで以上に農業委員会と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化と農地の流動化、耕作放棄地の未然防止に取り組む必要があります。

また、ため池や井堰等の農業用施設については、施設の老朽化が進むとともに、農業従事者の減少や高齢化等により管理が困難になっており、機能保全のために施設の適切な維持管理が必要となっています。

さらに、農業用施設による災害を防止するため、集中豪雨時に人的被害を与える恐れがある市街地のため池等、緊急性の高いものから整備していく必要があります。

(5) 環境への配慮

近年の温暖化の影響による集中豪雨の多発化など、異常気象の影響による農業被害のリスクが高まっており、大規模自然災害や地球温暖化を契機とした環境を重視する動きが加速しています。農業分野においても、この状況に的確に対応した、持続可能な農業の推進が求められています。

また、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて農薬や肥料の適正な使用やデータに基づく土づくり等の環境保全型農業を進める農家への支援を図るとともに、農業資材のグリーン化など資源の循環利用を図る取組み等も推進していく必要があります。

(6) 農村地域の活性化

福岡市の農村地域では、若者の都市部への転出等による人口減少や、後継者不足、高齢化が進むなど、地域の活力が低下するとともに地域のコミュニティ活動の維持が難しくなっています。農業を担う生産者の減少・高齢化の進行は、農地の維持が困難となり、生産基盤の脆弱化とコミュニティの衰退を招きます。

福岡市では市街化調整区域の活性化への取組みを行っており、一定の要件を満たす指定既存集落内において、住宅を中心とする小規模な建築物を地域外の人も建築が可能とする新たな制度を創設しています。

様々な制度を活用するとともに、地元の農畜産物や地域資源を活かした農村地域の振興に取り組むとともにコミュニティの活性化を図る必要があります。

(7) 農業への理解

健康志向の高まりや、食の安全を脅かす事例がみられることから、農畜産物の安全性や市内産農産物に関する市民の関心が高くなっています。

農業の果たす役割について、市民の理解をより促進するには、生産から出荷・販売に至るまでの農畜産業の営農活動に対する理解が不可欠となります。

直売所においては、生産者の情報提供を行って生産者と消費者を結び付ける等の取組みを実施しており、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者により、直売所利用は増加傾向にあります。

また、市民の農業や農作業体験への関心は高く、市民農園や農業体験の場の提供に対する需要は高まっています。このため、収穫体験のように生産者と消費者が交流できる取組みを推進することなどにより、市民の農業への理解促進に努めていく必要があります。

(8) 多面的機能の発揮

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけでなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、市民の生活を支える重要な役割を担っています。

農業が果たす多面的機能に対する理解を市民に深めてもらうとともに、市民が将来にわたって多面的機能を享受できるよう、この機能を維持していくための取組みを、農地や良好な農村環境の保全といった環境への配慮を強く意識しながら、推進していく必要があります。

第3章 基本方向

第1節 長期的な目標（長期ビジョン）

福岡市における農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生など厳しい状況が続いています。持続可能な力強い農業を実現し、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を提供するとともに、農業・農地が持つ自然環境の保全や市民に安らぎや癒しを与えるなどの多面的機能を将来にわたって発揮できるように取り組んでいく必要があります。

この実現に向けて、30年後の福岡市の農業が目指す姿として、福岡市における長期的な目標を設定します。農業経営主としての平均的な従事期間は概ね30年といわれていることから、次の世代に、どのような農業を残していくのか、どのような福岡市の農業であって欲しいかとの視点に立脚し、「30年後」の長期的な目標を定めることとしました。

福岡市は、恵まれた自然環境を持ち、豊かな食文化が育まれている都市です。市政に関する意識調査においても、特に「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」に対する満足度が高く、農業は福岡市の魅力向上に大きく貢献しています。30年後も、そのような福岡市であって欲しい、将来にわたって、そういうまちを支える農業であって欲しい、と考えています。

また、福岡市は、都市部と周辺の海や山など自然豊かな地域とが近接した、コンパクトな都市構造をしています。身近なところで農業が営まれている福岡市の特性を活かし、農とともにある豊かな暮らしを創出する、そのような農業を目指したいと考えています。

こうした観点を基に、30年後の「福岡市の農業が目指す姿」として、『**食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる**』とします。

ここでの「豊かな」という言葉については、自然に富んでいること、農業所得の向上、心が満たされる、誇りに思う、そういった、農業者だけでなく、福岡市に住む人、訪れる人、みんなにもたらす豊かさを表しています。



こうした30年後の福岡市の農業が目指す姿の実現に向けて、今後10年間の施策の方向性として、人材や農地・施設等へ支援する「農業政策」と、農業の持続的な発展の基盤となる農村地域の活性化を図る「農村地域政策」、この2つを車の両輪とし、今後10年間の施策を進めてまいります。

農業政策として、ハード的な施策である「持続できる強い農業の推進」と、ソフト的な施策である「農畜産物の安定的な供給の確保」に取り組むとともに、農業を支える基盤となる農村地域政策として、「農村地域の振興、農と都市との共生」に取り組んでまいります。

そして、農業政策と農村地域政策が、お互いに連携し、相乗効果を生み出すことにより、福岡市が理想とする農業の姿の実現に近づけてまいります。



第2節 計画の目標（5年間）

前計画において「農業所得の向上」を目標として掲げておりますが、本計画においても、引き続き、重要な課題として取り組む必要があります。農業所得の向上を図るにあたっては、生産の面では、スマート農業の導入推進などにより生産性向上を図るとともに、流通・消費の面では、消費者への農産物に関する情報発信を行うことにより、農業への理解を深めていくことが重要です。

こうした農業所得の向上に向けた取り組みにより、新たな担い手の確保・育成や、農家子弟による親元就農など、次の代の担い手への支援につなげていく、この担い手が更に農業所得の向上に取り組むことにより、好循環を生み出してまいります。

30年後の目指す姿、今後10年の施策の方向性を踏まえ、本計画(5年間)の目標を『意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化』とします。

農業所得の向上への取り組み

【生産】

生産性向上

- ・農作業の省力化など生産現場でのAI・IoT等を活用したスマート農業の導入推進
- ・園芸施設整備による生産性の向上
- ・担い手への農地集積・集約化（マッチング）
- ・担い手の収穫作業の補助など労働力の確保・調整の仕組みづくりの推進

【流通・消費】

情報発信

- ・消費者への農産物に関する情報発信（EC活用促進）
- ・農産物ブランド力の更なる向上、農村地域の魅力ある特産品等PR
- ・生産から販売に至る農畜産業の営農活動への理解促進（農業への理解）

農業所得の向上への取り組み

好循環

次代の担い手への支援

- ・就農サポート等により産地を支える新たな担い手の確保・育成
- ・親元就農やU・Iターン就農、定年退職者など就農を応援

第3節 振興方向（5年間）

本計画(5年間)の目標「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、6つの施策の方向性に基づき施策を展開します。

（1）多様な担い手の確保と育成

新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援するとともに、女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います。市が実施した農家意識調査においても、今後力を入れていきたい取組みとして上位3項目のひとつに「後継者の育成・技術の継承」が挙げられており、担い手の確保と育成は重要な課題です。

（2）農地の保全と生産基盤の整備

農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます。また、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努めるとともに、化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります。

（3）消費拡大、地産地消の促進

市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します。また、「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策推進を図ります。

（4）食の安全と食育の推進

学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します。

（5）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり

農村は、市民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業が営まれ、多様な地域住民が生活する場であり、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します。

（6）農と都市の交流促進

農と都市が交流を促進していくことにより、農への理解を深めていくことが重要です。都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。

第4章 振興施策

第1節 施策の体系

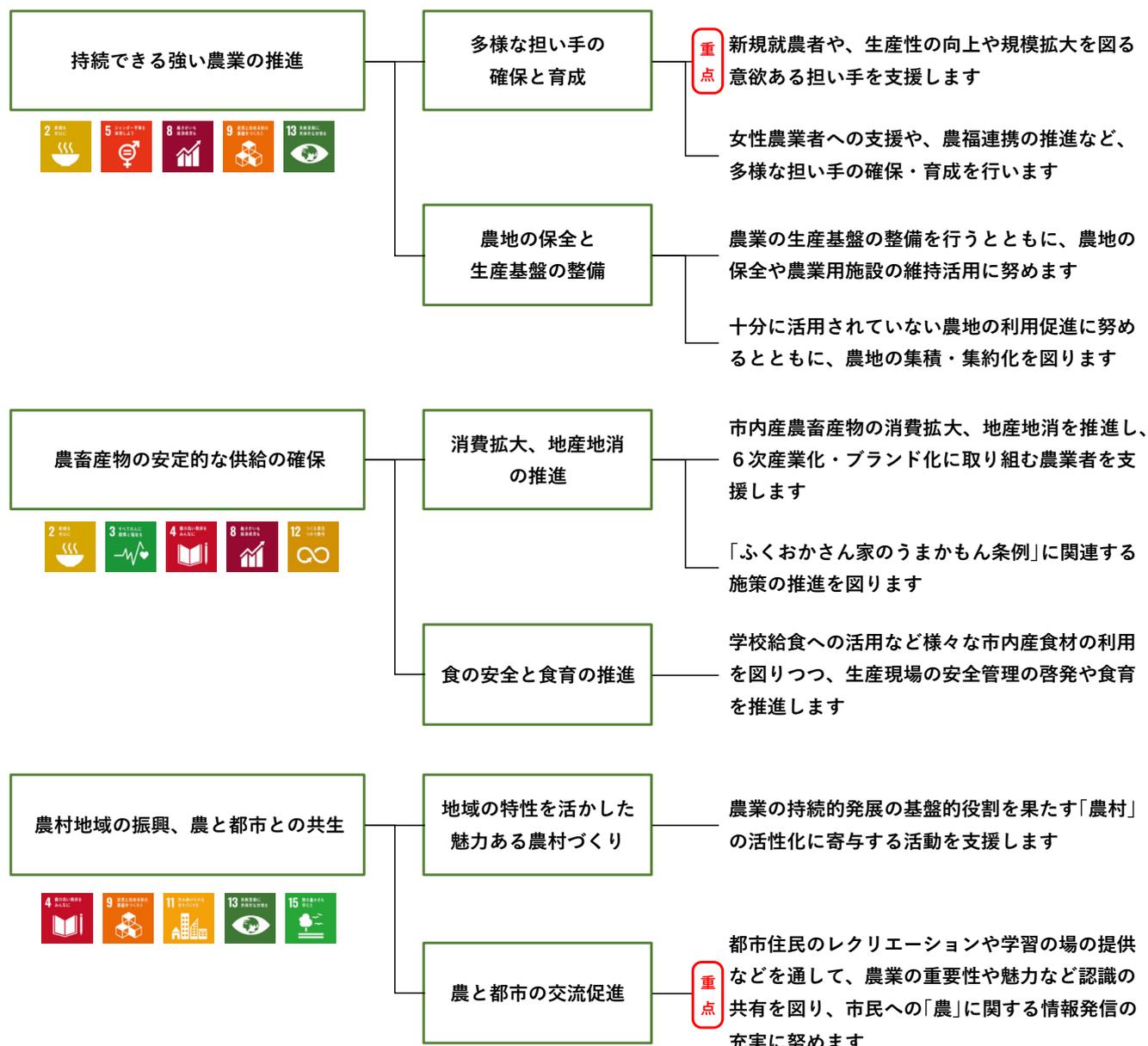
【長期的な目標（30年後）】 食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる

【目標（5年間）】 意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化

今後10年の施策の方向性

5年間の施策の方向性

5年間の施策方針



第2節 施策の実施方針・重点施策

1 持続できる強い農業の推進



(1) 多様な担い手の確保と育成

重点

施策① 新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援します

現在の福岡市の農業を支える「意欲ある担い手」を中心に支援を行うとともに、将来にわたって農業を支える新規就農者について、親元就農はもとより、U I J ターン就農、定年退職者など幅広い人材を含めて「次代の担い手」として確保・育成を図ります。

新たに就農を希望する者に対しては、就農・営農定着まで一貫した取組みを実施するため、農業委員会や J A 等の関係機関と連携のもと、国事業などの活用や農地、農業技術等の情報提供を行い、新規就農時の負担軽減と早期の経営安定に向けた取組みを支援します。

生産性の向上や規模拡大を図る意欲がある農業者のニーズに応じて、AI・IoT など先端技術の活用を支援するとともに、作業の効率化・省力化の促進により、農業経営のさらなる規模拡大と担い手による農地の保全を推進し、農業振興に努めます。

【主な施策・取組み】

・スマート農業推進

生産現場でのスマート農業実装に伴う効果を検証。活用におけるメリット等を PR するとともに、新たな技術への取組みを進めることにより、本市農業のデジタル化を推進し、生産性の向上を図る

・新規就農スタートアップ支援

新規就農者や農家後継者の就農時の負担軽減のため、農業用機械・施設整備等の初期投資に係る経費の助成を行い、早期の経営安定を図る

・就農応援

就農希望者を対象に就農相談・支援や研修を実施し、新たな担い手を確保・育成



ドローンを活用した農地状況調査



スマート農業ワークショップ



いちごの農業研修

施策② 女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います

農業従事者が減少傾向にある中、農業・農村の持続的な発展のためには、多様な人材の確保や育成が急務です。

福岡市では、女性農業者の農業経営への積極的な参画を推進していくため、農業技術や知識の習得、農業経営力の向上、女性農業者同士のネットワーク構築など、各種研修会や活動組織の支援等を通して、働きやすい環境の整備の推進に努めます。

また、生産現場での労働力不足の解消や農業者の負担軽減を図るため、JA等の関係機関と連携し、農業に関心や興味を持つ市民と労働力を求める農家とを結びつけるマッチングを行い、農業経営の安定化とともに、将来の福岡市農業の担い手への誘導を図ります。

さらに、農家の人手不足の解消を図るには、農業以外の分野との連携も必要です。障がい者施設等との連携により、障がい者等が農業分野で就労する農福連携に取り組み、福祉事業所等と農家とのマッチングを推進することにより、農業生産の拡大や農地の適正管理を図るとともに、障がい者等の活躍の場の創出を図ります。

各地域における農業経営を発展させていくため、農業経営の組織づくりへの支援が必要です。農業機械の共同利用や生産から販売までの共同化など、集落等のまとまりのある農家が共同して生産活動を行う「集落営農」等の組織づくりに対し支援を行い、安定した農業経営体の育成を目指します。

【主な施策・取組み】

・農福連携推進

農地の適正管理、農業生産の拡大及び障がい者等の活躍の場を創出するため、障がい者施設と連携し、障がい者等の農業分野での就農を促進

・農業女子チャレンジ応援

市内で活躍する女性農業者から営農・加工・販売等について直接指導を受ける機会を提供し、女性農業者の掘り起こしや育成を図る

・農の応援

農家の人手不足解消のための雇用促進事業を実施



農業女子インターンシップ

（2）農地の保全と生産基盤の整備

施策③ 農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます

福岡市内の農地は減少傾向にあり、生産基盤である農地・農道の維持はとても重要です。農業の生産性向上や農地の多面的機能の発揮のため、福岡市内の生産基盤である農地の保全を図ります。市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、都市農地の保全に努めます。

また、野菜や花きを中心とする都市型農業を推進するには園芸施設の整備が不可欠です。高品質な農産物の生産基盤の強化を図るため、園芸施設の整備に取り組むとともに、耐用年数を経過する施設については、改修・補強による施設の長寿命化を図ることにより生産性の向上に努めます。

ため池や井堰等の老朽化に伴う被害の未然防止や農業経営の安定を図るため、施設の点検や改良など適切な維持管理に努めます。また、ため池が決壊した場合に人的被害を与える恐れのある「防災重点ため池」については、安全性の向上のため、現況調査などを踏まえた優先順位に基づき洪水吐改修などの応急対策や、緊急時の避難行動につなげるハザードマップの作成、受益が減少したため池の用途廃止等を推進します。

国が、持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定したことを踏まえ、福岡市の農業分野においても、地球にやさしい、環境と調和した持続できる農業の推進を図るため、農業資材のグリーン化や資材の再利用など資源の循環利用を図る取り組みを進めるとともに、将来の温室効果ガス削減に向けて、ヒートポンプ等の省エネ型施設園芸設備の導入や、農業機械の電化等による化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。



ハウス栽培(トマト)

【主な施策・取組み】

・園芸産地育成事業

高品質の農産物の生産基盤を確立し、栽培作業の省力化・効率化を推進

・農業資材のグリーン化

生分解性マルチフィル等の新素材の導入を図る等、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努める



生産緑地地区(博多区)

・**農業用施設の維持管理と防災・浸水対策**

農業用施設は、自然環境の保全や災害の防止などの多面的な機能を持つ。農業者の減少や高齢化等により管理が困難な施設の機能保全のために必要な施設の維持管理を実施



防災重点ため池(東区)

・**防災重点ため池対策**

防災重点ため池の安全性向上のため、現況調査や洪水吐改修などの応急対策を行うとともに、受益が減少したため池の用途廃止等を進める

※ 防災重点ため池とは、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池で、県が指定

施策④ 十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります

農業従事者の減少に伴い、活用されていない農地が増加していることから、耕作放棄地の未然防止とともに、農業生産の基盤である農地の流動化と集積・集約化を図ることが必要ですが、集落内で活用されていない農地を引き受けるには、担い手が不足する等、集落内での解決が困難な状況にあります。

生産基盤である農地の有効活用を図るため、農業委員会等の関係機関と連携し、高齢化や後継者がいないため農地が活用されていない農家の情報を把握し、農地を求める担い手・新規就農者と農地とのマッチングを推進します。また、農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地の流動化を促すとともに集積・集約化を図ります。

耕作放棄地の解消に向けては、耕作放棄地を借りる農業者に対し、再生作業に要する経費の一部を支援する等、耕作放棄地対策も推進します。また、現に森林原野化し農地として再生利用が著しく困難な耕作放棄地については、非農地判断も含め、農業委員会と連携し、農地の適正管理に努めます。

平坦な農地と比べて農地の集積が難しい中山間地域の農地の活用については、地域の特色や特産を活かした農業のあり方も含めて検討してまいります。

【主な施策・取組み】

・**耕作放棄地対策**

耕作放棄地を借りる農業者（再生利用者）に対し、再生作業等に要する経費等を支援



再生前

・**貸し手と借り手のマッチングによる活用促進**

耕作放棄地を含む農地情報をホームページ等で公開。就農希望者等とのマッチングを促進



再生後

2 農畜産物の安定的な供給の確保



(1) 消費拡大、地産地消の推進

施策⑤ 市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します

施策⑥ 「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図ります

人口 160 万人を超える大消費地を抱える強みを活かした都市型農業を推進しており、地産地消の取組みを強化し消費拡大を図ります。消費拡大を図るにあたっては、市内で生産される農畜産物の品目や生産過程、生産時期等について、市民の皆様にもっと知っていただくための、市内産の農産物の情報発信に努めます。

また、市内産農畜産物の加工品開発や付加価値向上を図るため、6次産業化やブランド化に取り組む農業者等を支援していくとともに、特産品のPRによる販路拡大に努めます。

農業者の販路拡大にあたっては、その手段として電子商取引(E C)の活用を促進し、消費者への農畜産物に関する情報発信を直接行うとともに消費拡大に取り組みます。

「ふくおかさん家のうまかもん条例」に基づき、関係局や関係団体と連携し、市内で生産された農畜産物及びその加工品を利用する事業者を支援し、地産地消を推進することで、市内産農畜産物の需要喚起と生産拡大を図ります。



【主な施策・取組み】

・E C活用推進

生産現場でのE C活用の早期の普及拡大を図り、市内農産物の購入機会を市民へ提供するとともに、農家の販路拡大による所得向上、新たなチャレンジに取り組む農家の創出を促進

・農産物ブランド創出・販路拡大

市内産農産物の加工品開発や付加価値向上への支援及び国内外へのPRによる販路拡大に取り組み、農業者の所得向上及び農山村地域の活性化を図る

・「ふくおかさん家のうまかもん」事業者認定

市内農林水産物及びその加工食品等を提供・販売する事業者を認定。ホームページでの紹介やPRグッズ交付等を支援し、地産地消の機運の醸成、市内産の生産・消費の拡大を図る



志賀島の特産品を使った佃煮



脇山の特産品を使ったジェラート



ふくおかさん家のうまかもんPR

（2）食の安全と食育の推進

施策⑦ 学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します

市内産食材に関する情報を周知することが大切ですが、生産現場から出荷・販売に至るまでの安全管理に如何に取り組んでいるかあまり知られていないことから、食の安全への不安解消を図るとともに市内産食材の利用を促進に向けた、市民が理解しやすい食農教育を行うことが必要です。

学校給食への活用推進を通じた市内産農畜産物への理解と、食と農の体験教室や学童菜園、花育体験教室などを通じた農業への理解につながる取組みを推進します。また、福岡市の農業を成長発展させ、市民の農業への理解と関心を高めるため、農林水産まつりの実施や、各区や関係部局とも連携した施策を展開します。

食の安全・安心に向けた取組みとして、出荷前残留農薬検査による農薬使用基準の遵守に向けた啓発や、生産履歴記帳の徹底による農業生産工程管理（GAP）の取組みなど進めます。なお、福岡市中央卸売市場の「ベジフルスタジアム」において定温卸売場の充実によるコールドチェーンの確立、「食肉市場」において食品安全マネジメントシステムであるISO22000の認証取得により、新鮮で安全な野菜、食肉等を市民へ安定的に供給を行っています。

【主な施策・取組み】

・学校給食の活用

学校給食における地産地消を推進し、市内産農畜産物の安定的な供給を図る

・出荷前残留農薬検査

農薬使用基準の遵守に向けた取組の啓発を行い、食の安全・安心に向けた取組みを推進

・GAP（Good Agriculture Practice）

農業生産工程管理を推進し、食の安全・安心に向けた取組みを図る



学童菜園



花育推進事業

3 農村地域の振興、農と都市との共生



（1）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり

施策⑧ 農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します

市民が農業や農村の魅力に触れる機会や、農村地域の情報を市民へ提供する機会はありません。そのような場をつくる必要があります。

都市と農業の距離が近い福岡市においては、専業に限らず、働きながら農業を営む兼業が可能であることから、U I J ターン就農や半農半Xといった様々な形態による農業のかかわり方、ライフスタイルの実践が考えられます。このような農業への取り組み方も踏まえ、独自のライフスタイルとしての農業を実践する農業者によるイベントやSNSを通じた情報発信等を促すとともに、農村地域を支えるコミュニティの活性化につながる「福岡市ならではの農業」について新たに検討します。また、農業従事者数の増加や地域コミュニティの維持を図るためには、農村地域に多様な人が住み続けられるための条件整備が必要であることから、農業の多面的機能を発揮させるための農村地域における環境負荷低減に向けた新たな取り組みを考えてまいります。

志賀島や北崎など農山漁村地域の農業振興を支援するとともに、人口減少や高齢化などの課題を抱える市街化調整区域の活性化を図るため、福岡市の農山漁村地域の中で指定された地域※では、生産者以外が営む農業体験・交流施設や直売所等の施設の設置も可能であることから、地域の農業振興の観点を踏まえた土地利用規制緩和制度の活用について研究します。また、新規就農者が地域に根差す農業を実践するにあたり、農業振興地域内における貸出可能な住居が少ない状況にあることから、関係局と連携して空き家と農地の情報収集を行う等、新規就農者の定住化と営農定着に向けた支援に努めます。

※ 指定地域（8校区）[東区] 志賀島、勝馬 [早良区] 脇山、内野、曲淵 [西区] 北崎、今津、能古

【主な施策・取り組み】

- ・**農村力発信・発見事業** 農山漁村地域(志賀島・北崎等)の農業の振興や活性化を支援
- ・**多様なライフスタイルの実現**

福岡市ならではの農業の取り組み方や農とのかかわり方などを踏まえ、今後の福岡市での農業者のあり方を研究していく

- ・**鳥獣害防止総合対策** 被害防止に向けた各種啓発を行う
- ・**畜産環境整備** 生産性や収益性の向上とともに、環境汚染の防止等を図る

（2）農と都市の交流促進

重点

施策⑨ 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけではなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性の保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、農産物を供給する以外にも多面的機能を発揮し、市民の生活を支える重要な役割を果たしています。

福岡市の農業者は新鮮な野菜等を市民に提供していますが、どれだけの過程や労力を経て農畜産物が消費者の手元に届くのかについて市民へ周知することが大切であり、農業そのものの仕組みや、農業が果たす多様な役割についての理解を促進していく必要があると考えています。生産者は消費者により理解してほしいとも考えており、相互理解を深めるためにも市内の農畜産施設等を活用するなど「農業教育」に取り組むことが必要となります。

そこで、生産から出荷に至るまでの農畜産業の営農活動に関し、市民の理解を促す「農」に関する情報発信を充実させ、農業・農地の多面的機能について理解がより深まるよう取り組みます。

【主な施策・取組み】

- ・農業の多面的機能に関する理解促進（農業への理解）
- ・市民農園拡大推進
- ・農林業ふれあい施設の管理・運営

油山市民の森、油山牧場、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園（今津、立花寺）



油山牧場



油山市民の森



花畑園芸公園



市民リフレッシュ農園(今津)

第3節 5年後の目標

「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、5年後の目標を設定します。

[多様な担い手の確保と育成]

① 新規就農者数 (単位：人)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
新規就農者数	28	178	150

※新たに農業経営を開始したもの。(農家の子弟継承及び見込の者を含む。)

※目標値は、年間25人×6年

② スマート農業の導入数 (単位：件)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
導入数	12	36	24

※新たにスマート農業を取り入れた件数(福岡市が把握した件数)

※目標値は、年間4件×6年

③ ECを活用し販路拡大に取り組んだ農業者数 (単位：件)

	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－3年度
農業者数	10	30	20

※新たにEC(電子商取引)を活用し販路拡大に取り組んだ農業者数(福岡市が把握した件数)

※現状値については、令和3年8月現在、主なECサイト等に掲載された農業者数

※目標値は、年間4件×5年

④ 女性農業者の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
女性農業者の割合	38.8	42.7	3.9

※福岡市農業協同組合の正組合員数における女性の割合

※目標値は、平成29年度～令和2年度実績から推計

⑤ 農福連携「農」×「福」マッチング数 (単位：件)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
マッチング数	1	7	6

※福祉事業所等により取り組まれた件数（福岡市が把握した件数）

※目標値は、年間1件×6年

[農地の保全と生産基盤の整備]

⑥ 農業生産額 (単位：百万円)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
総生産額	5,947	6,855	908

※野菜、果樹、花き、米、畜産、その他の合計

※野菜、果樹、花きについては、卸売市場（市内及び市外）での取扱金額を基に、各年の国産青果物の卸売市場経由率（80～85%）から算定したもので、加工、自家消費等は含まない。ただし、米については、需給調整による作付面積（実績値）を基に算定した生産量に販売単価を乗じて算定したもので、自家消費等を含む

※目標値は、令和2年度において、現計画の目標値が達成できなかったため、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、現計画の目標値で再挑戦

⑦ 生産緑地指定面積 (単位：ha)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
指定面積	2.5	2.8	0.3

※目標値は、年間1箇所（500㎡）×6年

⑧ 中心的な担い手への農地集積 (単位：ha)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
集積面積	502.7	562.7	60.0

※認定農業者などの担い手に対して農地を集積した面積（農地利用集積累計値）

※目標値は、年間10.0ha × 6年

⑨ 耕作放棄地面積 (単位：ha)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
耕作放棄地面積	338	325	△13

※目標値は、年間2.2ha × 6年

[消費拡大、地産地消の推進]

⑩ 市内産農畜産物を使用した加工品開発 (単位：品)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
開発商品数	39	51	12

※農産物ブランド創出・販路拡大事業等により開発・販売した加工品

※目標値は、年間2品目 × 6年

⑪ うまかもん認定店における市内産農林水産物の使用が増えた認定店の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
使用割合	19	90	71

※使用割合が増えた認定店舗率で、現状値は令和2年の平均値

※目標値は、全ての認定店で使用割合が増加することを目指す。店舗の営業形態及びメニュー等により使用割合の伸びが見込めない店舗もあることを考慮し、90%とした。

[食の安全と食育の推進]

⑫ 学校給食への市内産農産物利用割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
野菜	24.5	32.4	7.9

※小学校における主要18品目の重量ベースで初期値は令和2年度の数値

※目標値は、平成29年度～令和2年度の利用割合の伸び率から推計し、32.4%とした。

[地域の特性を活かした魅力ある農村づくり]

⑬ 農業所得金額 (単位：千円)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
農業所得金額	3,308	3,800	492

※現状値は、「福岡市農家所得実態調査（令和2年度）」に基づく専業農家の平均値

※目標値は、令和元年度の農業所得と「2019年国民基礎調査」が示す所得金額の中央値*（4,370千円）の差（1,062千円）を10年で埋めるため、492千円増のとする。

*所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値

[農と都市の交流促進]

- ⑭ 過去3年間に農業と身近に接した経験がある市民の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
市民の割合	59.4	67.0	7.6

※現状値は、「令和2年度 市政に関する意識調査」に基づく数値

※目標値について、平成27年度の調査結果（62.9%）から3.5%減であったため、農への理解を深めてもらうため、7.6%増の67%とした

- ⑮ ふれあい施設の利用者数 (単位：人)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
利用者数	313,400	387,800	74,400

※花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園

※平成27年度～令和2年度の間の実績から、各施設における一番多い入場者数を合計した数を目標値として設定
花畑園芸公園 H29 232,300人、市民リフレッシュ農園 ①立花寺 H27 89,400人、②今津 H27 66,100人

- ⑯ 福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
市民の割合	73.7	85.0以上	11.3

※目標値は第9次福岡市基本計画（計画期間：平成25～34年度）における成果指標

第4節 作目別の振興方向

1 野菜

福岡市の都市型農業の中心的な作物として、施設の整備による生産拡大や、機械化等の導入による省力化を行うなど、収量・品質の向上や低コスト化を推進し、収益性を高めるとともに、安全・安心な市内産野菜の消費拡大・地産地消及びPRに努めます。

（1）施設化・機械化及びAI・IoT等を活用したスマート農業の推進

園芸ハウスの整備や機械化等の推進により省力化・省エネルギー化を行い、収量・品質の向上や低コスト化を図ります。また、生産性の向上を図るため、環境制御技術などの先端技術の実証を行うとともに導入を進めていきます。

（2）野菜の安定供給及び消費拡大

生産安定事業を引き続き実施し、安定供給と経営の安定を図るとともに、イベントや市政だより、ホームページ、SNSなどの広報手段を活用し、最新情報や魅力など福岡市の農や食に関する情報を発信することにより、新鮮な市内産野菜のPRと消費拡大・地産地消に努めます。

（3）安全・安心な野菜の供給

作物の安全性の向上などのGAP（農業生産工程管理）への取組み等を推進することにより、安全・安心な市内産野菜の信頼性の確保を図るとともに、将来的に持続可能な農産物の供給の実現に努めます。

また、温度管理可能な密閉式の定温卸売場となるコールドチェーンに対応した施設である青果市場「ベジフルスタジアム」を通して、高度な品質管理等により安全で安心な野菜を市民へ供給します。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
ほうれん草	入部、内野、今宿
ブロッコリー	入部、金武、苅岐、今津、周船寺
小松菜	今津、元岡
いちご	志賀、金武、今津、周船寺、元岡、北崎
すいか	北崎
しゅんぎく	入部、内野、元岡
キャベツ	入部、周船寺、北崎
かぶ	金武、北崎
トマト	元岡
だいこん	金武、北崎

2 花き

野菜とともに福岡市の都市型農業の中心的な作物であり、消費者ニーズを反映した高品質・高付加価値な生産を推進するとともに、PR 活動や教育現場での花育などにより、市内産花きの消費拡大に努めます。

（1）高品質・交付加価値な花きの生産

施設の整備を推進し、高収量・高品質化や省力化等を図るとともに、価格安定対策に努め、効率的で安定した生産の確立に努めます。

花きの流通に関する情報収集に努め、市場評価の高い花きの需要に応じた計画出荷を推進します。

農協や市場等と連携し、特色ある優良品種を導入やブランド化を推進することにより、産地間競争に負けない花づくりに努めます。

（2）市内産花きのPR活動・消費拡大

実際に花に触れることで花きの魅力を伝え、関心を高める花育推進事業や、イベント開催時における花きのPR 活動を行うなど、積極的に市民への情報発信を行うことで、市内産花きの消費拡大に努めます。また、海外への販路拡大に向けた、市内産花きの海外プロモーション事業に取り組んでいきます。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
ユリ	北崎
フリージア	
カーネーション	
トルコギキョウ	
ガーベラ	
菊	
ストック	
バラ	元岡、北崎

3 水 稻

福岡市の全作付面積の約 67%を占める中心的な作物であり、市民の主食でもあり食文化の基礎でもあることから、消費者のニーズを踏まえた安全・安心で品質に優れた米づくりを推進します。

（1）消費者ニーズに応える米づくり

市民の主食である米の安定的な生産と供給を図るとともに、消費者のニーズを反映した、高品質で食味の良い米づくりを推進します。

（2）大消費地を活かした販売

各種イベントによるPRや生協など大口顧客との連携を推進するとともに、学校給食への供給や消費者との交流会などによる市内産米の理解促進を図り、地産地消の拡大に努めます。

（3）環境に配慮した米作り

減農薬・減化学肥料栽培、畜産堆肥・緑肥の活用等により環境負荷を軽減し、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い米作りを推進します。

（4）作業の効率化と生産コストの削減

高齢化に伴う農業者の減少に対応しながら稲作が継続的に実施できるよう、トラクター等の農業機械の共同利用や、ライスセンター等の共同施設の活用を促進するとともに、地域の担い手等による作業の受託組織づくり、農地の集積を支援し、作業の効率化と生産コストの削減を図ります。

（5）主食用米の生産調整

米価の安定には需要に応じた生産が必要であるため、主食用米の需要減に対しては、生産者の経営安定に資する作物への転作を図ります。また、過剰なコメの生産抑制や、米以外での水田の有効活用により、米価の安定化と生産者の経営安定を図ります。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
米	入部、脇山、内野、金武、壱岐、今宿、今津、周船寺、元岡、北崎
麦	壱岐、周船寺、元岡

4 果 樹

果樹については、省力・低コスト技術の導入を引き続き推進するとともに、農薬の効率的な使用や生物防除策を取り入れることにより、安全・安心への取組みを推進します。

また、直売所の活用や加工品開発などによる販路の拡大を図るとともに、観光農園の推進など経営の多角化を推進します。

（1）かんきつ類・びわ

志賀島、能古島、北崎など準無霜地帯に産地が分布する「かんきつ類・びわ」については、従事者の高齢化に対応するため、担い手への樹園地の集積、剪定による低木化、除草省力化のための園地草生栽培や省力栽培品目の導入を推進するとともに、加工品開発などによる販路の拡大を推進します。

（2）ぶどう

金武地域、今宿地域、席田地域等に産地が分布する「ぶどう」については、適正管理、省力化により高品質生産を推進します。また、消費者ニーズに対応した高付加価値品種の導入に努めるとともに販路の拡大を図ります。

（3）経営の多角化

地域の魅力を高める特産物を育て、直売所での販売、もぎとり園やオーナー制度など観光農園としての経営を推進するとともに、地域の観光・飲食業など他産業との連携強化を図ります。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
甘夏柑	志賀
ぶどう	金武、今宿
びわ	四箇
いちじく	金武、周船寺

5 畜産

畜産については、都市部と調和のとれた畜産業の振興を図るため、周辺環境への影響低減を推進するとともに、家畜排せつ物の有効利用による資源循環型畜産や、安全で良質な畜産物の安定的な生産を推進します。あわせて畜産業に対する市民の理解促進、消費拡大に努めます。

（1）環境に配慮した畜産の推進

生産施設の臭気対策等の促進により、周辺環境に配慮した畜産の推進に努めます。

（2）耕畜連携による資源循環型畜産の推進

良質な堆肥の生産を進め、稲わらと堆肥の交換等による耕種農家の堆肥利用を促進し、資源循環型畜産の推進に努めます。

（3）安全で良質な畜産物の安定的な生産

国産自給粗飼料の品質向上、畜舎における衛生対策の徹底等により、安全で良質な畜産物の生産を推進します。また、家畜伝染病の対策として、農家に対し日常の予防対策の啓発を行うとともに、関係者との情報共有や連携強化により、万一の発生に備えた初動防疫体制づくりに努めることで安定的な畜産物生産を推進します。

（4）畜産経営の安定

施設整備等を推進し、生産性及び収益性の向上を図るほか、国産自給粗飼料の生産拡大、耕畜連携による飼料用米の稲わら利用やWCS用稲の作付を推進し、生産コストの低減を図ります。

（5）畜産業に対する市民の理解促進・消費拡大の推進

各種イベントによるPR、油山牧場における家畜とのふれあい体験等により、市民の理解促進と消費拡大を推進します。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
牛乳	入部、脇山、内野、元岡
肉用牛	今宿、元岡
鶏卵	北崎

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢

（1）社会情勢や市民意識の変化

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が社会全体で高まっています。森林の多面的機能はSDGsの様々な目標達成に貢献しており、注目を集めています。

国内においても、脱炭素社会の実現が喫緊の課題とされ、近年の集中豪雨による土砂災害の頻発も相まって、森林保全への関心が高まっており、NPOや企業等、多様な主体による森林の整備や保全活動が行われています。

それらを背景に、建築等への木材利用は目ざましく進化しており、CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな木材製品による木造の中高層建築物の増加、公共建築物のみならず商業施設における木造化・木質化の取組みの進展など、従来にない変化が生じています。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、森林レクリエーションの需要が高まっており、森林を活用した観光・レジャー施設は一時的なアウトドアブームに留まらず各地で定着し、さらに、ワーケーションなど新しいニーズに応じた施設も整備されています。

（2）森林・林業の現状

国内の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎え、一般的な伐採適齢期である50年生を超える人工林面積は10年前の2.4倍に増加し、その蓄積量も増大しています。

国産材の供給量は平成14年の1,692万 m^3 から増加傾向にあり、令和元年は3,099万 m^3 となっています。需要面では、SDGsや環境問題への関心の高まりを背景に、非住宅・中高層建築物などこれまで使われていなかった分野における木材利用が注目されてきていることや、木質バイオマス利用の推進等により、木材利用量は増加傾向にあります。

このため、国産材の生産については、需要に応じて安定的に供給する体制づくりや人材確保、スマート林業の推進など、生産性の向上が課題となっています。

（3）国の動き

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、令和2年12月改訂）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定、令和2年12月改訂）のなかで、林業の成長産業化が明記され、地方創生に寄与しうる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。

新たな森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指しています。

平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度がスタートしました。

また、平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年より全ての市町村と都道府県に対し、森林環境譲与税の譲与が始まりました。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、幅広い用途が認められており、森林経営管理制度とあわせて、これまで放置されてきた森林の整備が進むことが期待されています。

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

第1節 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（平成29年度～令和3年度）では、林業分野の目標として「都市の魅力を支える森林づくりと森林資源の循環利用による林業の活性化」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

森林環境整備事業（荒廃森林整備事業）による間伐等整備については、近年、境界不明瞭などの理由により整備面積が減少傾向にあるため、境界明確化に取り組むことにより、整備を推進していく必要があります。

市民とつながる森林づくりについては、屋外活動に対する需要や環境意識の向上により市民の森林へのニーズは高まってきているため、今後、それらニーズに応える森づくりや、森林保全の必要性の啓発に取り組む必要があります。

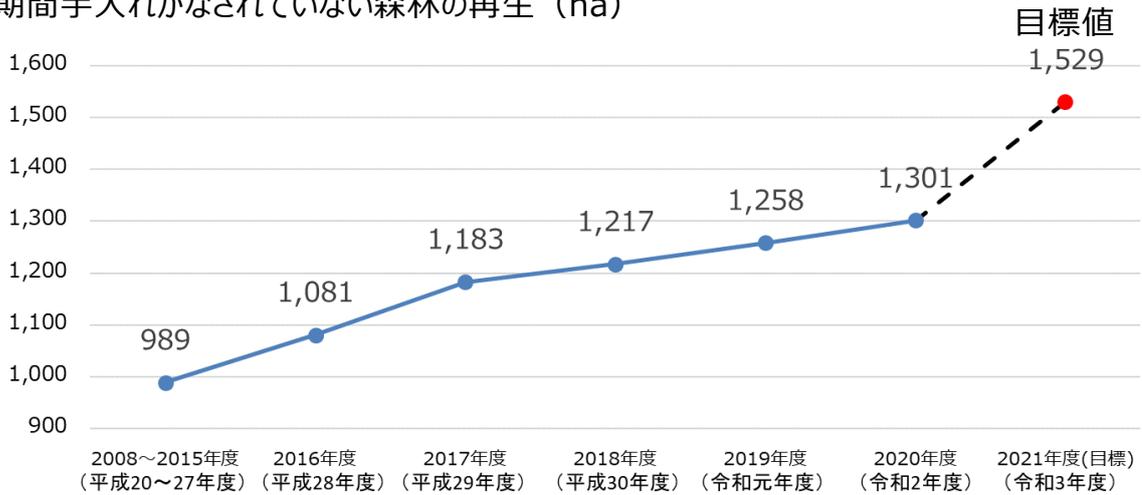
効率的な作業道等の整備による利用間伐を実施することで、木材生産の低コスト化による林業のビジネス化を推進する林業資源ビジネス化プロジェクトは、平成28年度より取り組んでおり、これまでのノウハウの蓄積により一層の収益向上を図る必要があります。

小中学校や公民館など一部の公共建築物においては内装木質化への取り組みが進んでいますが、全庁的な木材利用の波及には至っていません。地域産材については、流通体制が確立していないため、大規模な施設の整備への材の供給が困難であり、生産者等と連携した供給の仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

結果としては、数値目標に掲げた5項目のうち、平成28年度の実績と比較して、「長期間手入れがなされていない森林の再生」など2項目は未達成となりましたが、「油山市民の森利用者数」や「林道及び森林作業道等整備延長」など3項目については概ね目標を達成しました。

[森林の保全・再生]

長期間手入れがなされていない森林の再生（ha）



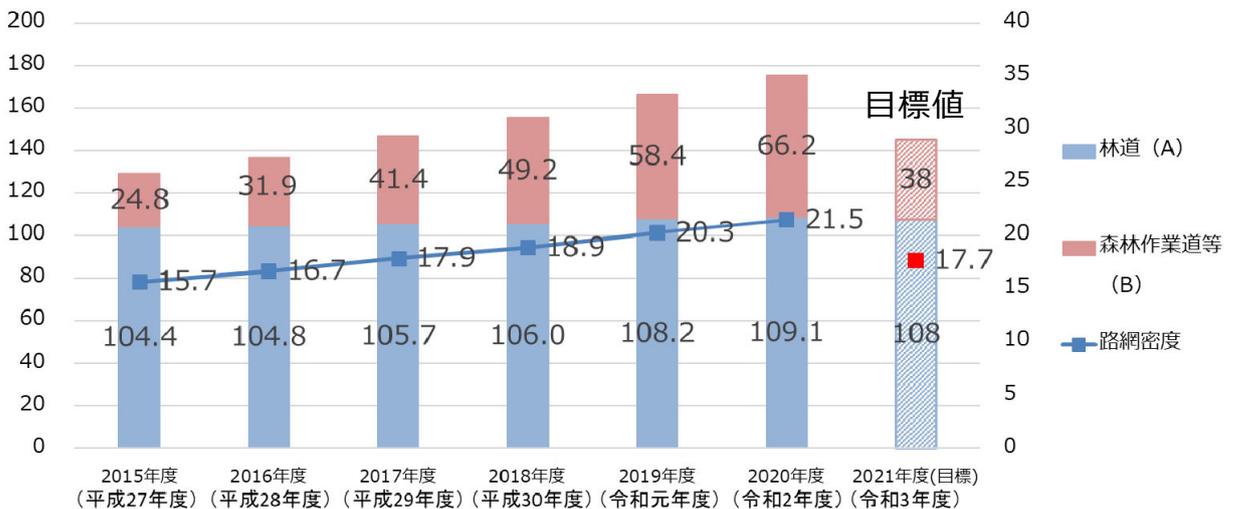
[市民とつながる森林づくり]

油山市民の森利用者数（人）



[森林資源活用に向けた基盤づくり]

林道及び森林作業道等整備延長（km、m/ha）

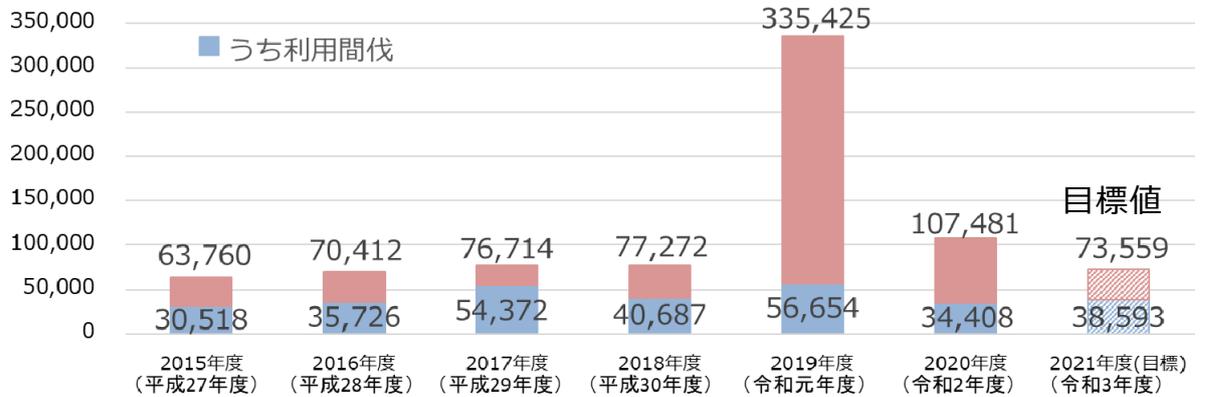


[持続可能な林業経営の確立]

林業生産量 (m³)



林業生産額 (円)



市公共施設整備における木材使用量 (m³)



第2節 現状と課題

(1) 森林の保全・再生

平成20年度より開始した森林環境整備事業（平成29年度までは荒廃森林整備事業）は、福岡県森林環境税を活用し、毎年、間伐等の整備を実施していますが、近年は、境界不明瞭や、持ち主の特定が困難であるなどの理由により、整備面積が減少傾向にあるため、適切な整備が行われるよう、境界の明確化に取り組む必要があります。

森林が公益的機能を発揮するために、適切な経営管理が行われていない森林の所有者を対象に意向調査を実施する等、森林経営管理制度を推進していく必要があります。

松くい虫被害対策については、薬剤散布などの予防や被害木の林外搬出等により、平成24年度をピークに被害は減少していますが、引き続き国・県・福岡都市圏など関係機関が一体となった防除に努める必要があります。また、抵抗性松苗の植林など、地域との共働による松林の保全・再生への取り組みが必要です。

また、近年の集中豪雨の頻発に対応し、土砂災害の発生を防止するため、治山事業の推進や土砂災害に配慮した森林整備を行っていく必要があります。

市営林によるカーボン・オフセットについては、全国的に多くの自治体に取り組んでいることから供給過剰傾向にありますが、脱炭素社会の実現に向けて、福岡市が取り組む2040年度を目指したチャレンジにも寄与するため、引き続き、新規販売先の確保に取り組む必要があります。



適切な間伐が行われず
荒廃した森林



集中豪雨による林道の土砂災害

(2) 市民と森林のかかわり

令和2年に実施した市政アンケート調査結果によると、森林の役割について、地球温暖化の緩和や土砂災害防止への期待が大きくなっています。

一方、木材の生産・供給や、水源涵養についての関心は低く、木を使うことが森林整備に結びつくことや、森林が山・川・海の豊かな水循環を育んでいることへの理解が進んでいないことが分かります。

幅広い世代の市民が、森林での活動や木材とのふれあいを通じて、森林を身近に感じることができるよう、市民が求める森林づくりを行っていくことが必要です。

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対し、着実に対策に取り組む必要があります。

開園50周年を迎えた油山市民の森については、施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの対応などの課題に対し、魅力ある施設となるよう、再整備に取り組んでいます。

さらに、森林について、都市部の市民の理解者、協力者を増やすため、NPO等による森林づくり活動の支援や出前講座等による情報発信に加え、森林での作業体験や森林・林業について学習する機会の提供、木育への取組みなど、普及啓発を推進していく必要があります。

(3) 林業の生産基盤

林業の重要な生産基盤である林道や作業道については、令和2年度末に整備を完了した森林基幹道「早良線」等、主要な林道を軸とした路網整備の検討を、関係者と協議していく必要があります。

一方、管理している林道の約半数が開通後60年を経過しており、補修や長寿命化の対策に取り組んでいく必要があります。

森林の場所や境界を知らない所有者が年々増加しており、平成28年度の森林法改正に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳を作成し、令和元年度より運用しています。

本市においては、林業従事者の比率が0.01%と低く、森林整備を持続的に担っていくことのできる人材の確保が必要です。様々な担い手の育成や技術力向上、集約的な施業方法の確立などに取り組む必要があります。



森林基幹道「早良線」

(4) 持続可能な林業経営の確立

(ア) 森林経営

市内の小規模零細な所有規模では、個々の森林所有者が効率的な森林整備を実施することは困難であり、林業生産を継続的に展開していくには、施業の集約化が不可欠であるため、森林経営計画の策定や森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託などを推進していく必要があります。

また、土地所有者と市が契約を締結し、スギやヒノキなどの森林を市が管理する分収林制度については、森林の状況や所有者の意向に応じて契約延長による長伐期施業や利用間伐の実施など、適正な管理と収益化の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

市営林において、利用間伐を推進し、計画的に木材供給を行っていくための林業資源ビジネス化プロジェクトについては、ノウハウの蓄積によりさらなる低コスト化に努め、収益の向上を図る必要があります。

(イ) 地域産材の利用促進

平成25年10月に策定した「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」をより実効性のあるものとするため、令和元年度に「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」を策定し、公共建築物の建築等に携わる職員への研修や庁舎の木質化を進めています。

しかしながら、まとまった量の木材を活用して施設整備を行う場合に、材の調達に時間を要することがあること、建築物の木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士が少ないことなどにより、全市的な木材利用の波及につながっていないのが現状です。

市内産木材の利用については、原木市場への出荷が中心である従来の流通体制に加え、木材の生産者・加工業者・需要者等と連携し、地域産材の流通の仕組みづくりに取り組んでいます。

森林資源を有効に活用する観点から、建築用資材とならない伐採木を木質バイオマス発電施設に燃料として供給しています。



福岡市公共建築物等
木材利用ガイドライン
(令和元年度)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/shinrin-rinsei/life/koukyoukentakubututou.html>

第3章 基本方向

第1節 福岡市の森の将来像（長期ビジョン）

市域の3分の1を森林が占める福岡市では、森林と都市とがコンパクトに調和し、森林の存在と価値を身近に感じることができます。その多面的な機能をより高め、快適で豊かな市民の生活を持続的に支えることのできる次世代に残したい森の将来像として、「みんなで守り・楽しみ・活かす都市^{ふくおか}の森づくり」をとりまとめました。（次頁参照）

将来像では、福岡市の森が将来にわたり多面的機能を十分に発揮できることが重要であることから、これまでの森林・林業分野の範囲だけでなく、地球環境保全・海づくり、市民利用（レクリエーション、教育）も含むものとなりました。

みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり

ふくおか



油山市民の森

はじめに

■目的 ～次世代のために～

市域の3分の1を森林が占める福岡市では、森林と都市とがコンパクトに調和し、森林の存在と価値を身近に感じることができます。

森林は、山～川～海の水の循環を生み、山のミネラルが豊かな博多湾の海産物を育み、二酸化炭素の吸収や生物の多様性、災害防止、リフレッシュやレクリエーションの場、そして木材等を生産するなど、持続可能な社会の実現にも貢献する多くの機能を持っています。

本ビジョンでは、こうした森林の持つ多面的機能をより高めることによって、快適で豊かな市民の生活を持続的に支えることのできる環境を、次世代に残していくことを目指していきます。



【持続可能な開発目標（SDGs）】

目標 15「陸の豊かさを守ろう」中の「持続可能な森林の経営」をはじめ、水を育み（目標6）、豊かな海をつくり（目標14）等の様々な目標が森林での取り組みに関連しています。

【森林が持つ多面的機能】 森林は、土砂災害防止、水源の涵養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、市民生活に様々な恩恵をもたらします。

森林の現状と課題

森林は、水循環や花粉症など身近な生活環境から、温暖化という地球規模の環境問題まで、大きく関わっています。また、レクリエーションや教育など市民が楽しむ場としての森林に寄せられるニーズも近年多様化しています。一方で、森林を形づくる林業は、木材価格低迷や担い手不足など様々な課題を抱えています。福岡市の森林における現状・課題を、「地球環境保全・海づくり」「市民利用（レクリエーション・教育など）」「林業・木材生産」の3つの視点から整理します。

(1) 地球環境保全・海づくり

① 快適環境形成、生物多様性保全

- ・スギ・ヒノキの花粉症対策が求められている
- ・人工林の割合が多く、森林の多様性が少ない
- ・マツ林の松くい虫被害の継続



③ 災害防止

- ・維持管理不足による災害防止機能の低下
- ・集中豪雨の増加による山地災害の増加



② 水源涵養

- ・森林の持つ水源涵養機能や滋養豊かな水の、山～川～海のつながりが十分に認識されていない
- ・市域外の水源地域の森林への関心が低い



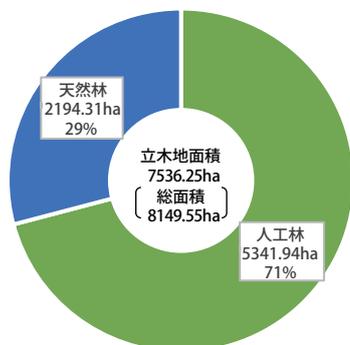
④ 地球環境保全

- ・二酸化炭素の吸収量を増加させるには森林の整備が必要なが十分に理解されていない
- ・都市に炭素を貯蔵する木材利用が進んでいない



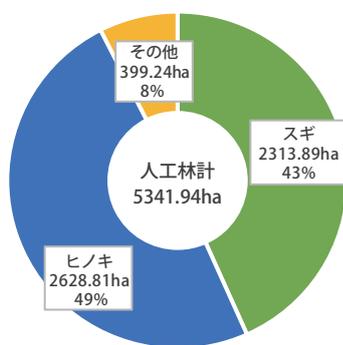
■ 人工林と天然林（民有林のみ）

本市の民有林における人工林と天然林の割合は人工林が約7割です。



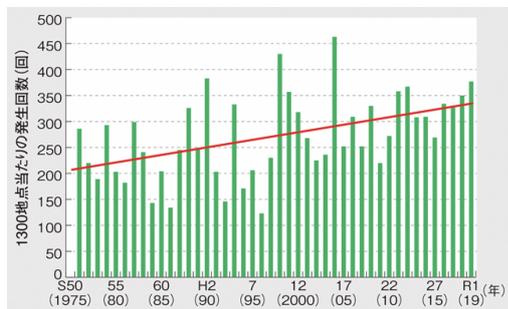
■ 樹種別構成面積

民有林における人工林の樹種別構成比は、ヒノキが全体の約5割、スギが約4割です。



■ 1時間降水量 50 mm以上の年間発生回数

全国における1時間降水量 50 mm以上の発生回数は増加傾向です。



資料：林野庁「令和元年度 森林・林業白書」

(2) 市民利用（レクリエーション・教育など）

① 森林空間の利用

- ・新型コロナウイルス感染症などの影響により増加する屋外レクリエーション需要の受け皿が必要
- ・森林利用の安全管理と森を楽しむ仕掛け、アクセス性の向上が必要



③ 観光

- ・観光施設や設備の整備と維持管理、魅力発信が必要
- ・これからのニーズと森林の魅力を活かした新たな取り組みの検討が必要



② 教育

- ・森林での体験学習や環境教育の機会が不足
- ・森林利用の安全の確保と活動を担う人材が必要
- ・林業によって森林が守られていることが広く周知・啓発されていない



④ 文化

- ・文化資源と一体となった森林の文化的価値及び景観保全の認識不足
- ・文化資源の保護と森林の維持管理のバランスが難しい



(3) 林業・木材生産

①森林の保全・再生

- ・ 放置され、荒廃した森林の間伐の必要性が高まっている
- ・ 収穫期を迎えた森林が 80%を超えている

②木材の利用

- ・ 建築物等の木造化・木質化が積極的に行われていない
- ・ 木材価格の低迷により、伐採が進んでいない

③持続可能な林業経営

- ・ 所有面積が小規模であるが、境界が不明瞭のため、集約化が困難
- ・ 所有者の森林への関心が低下している

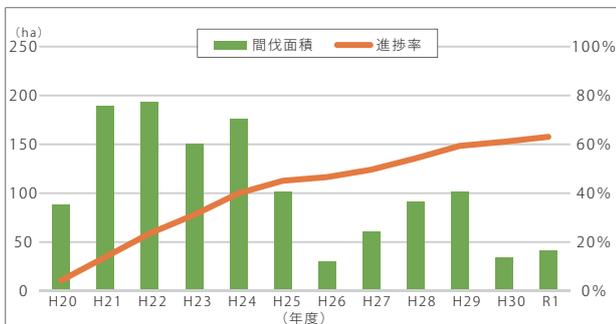
④担い手の育成

- ・ 林業従事者が少ない
- ・ 林業に関する技術を持った人材不足
- ・ 新たな担い手の確保が必要



■荒廃森林整備面積の推移

平成 20 年度から整備した面積は 1,258ha（荒廃森林と特定された全体面積 1,993ha の 63%）ですが、近年、境界不明瞭などにより整備面積が減少しています。



■林業従事者数

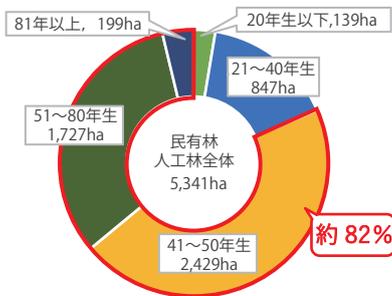
福岡市の林業従事者は全体の就業者のうち 0.01%と少なくなっています。

H27年次 (国勢調査)	実数(人)	構成比(%)
総数	667,895	100.0
第1次産業	4,142	0.67
農業	3,526	0.53
林業	99	0.01
漁業	517	0.08
第2次産業	92,515	15.02
うち木材・木製品製造業	160*1	-
第3次産業	519,335	84.31

※1：H28 年度経済センサス（経済産業省）による

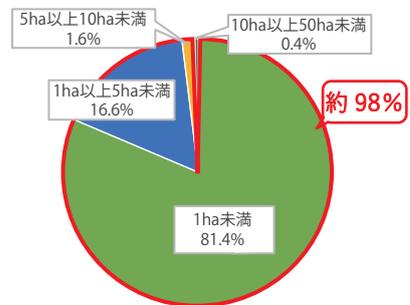
■樹齢・齢級別割合

民有林の人工林のうち約 82%が樹齢 41 年生を超え、木材として利用可能な時期を迎えています。



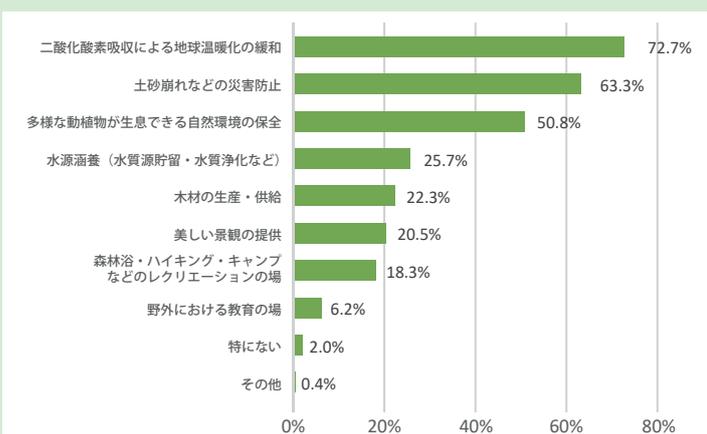
■森林保有面積

森林所有者の約 98%が所有面積 5 ha 未満の小規模所有者です。

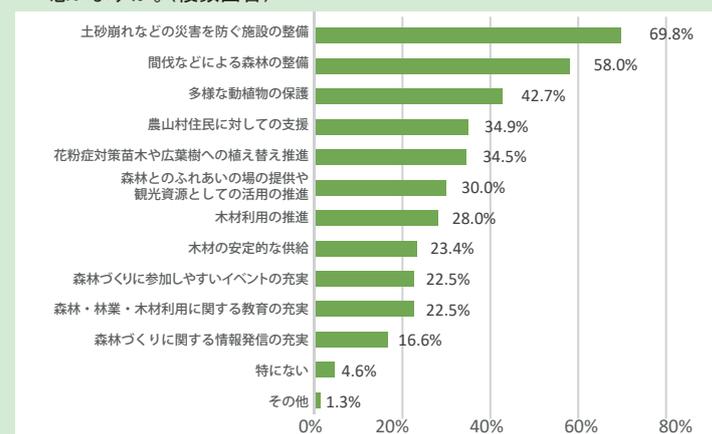


■森林に関する市民意識の把握（令和2年度 市政アンケートより）

問 森林が持つ重要な役割はどのようなことだと思いますか。（複数回答）

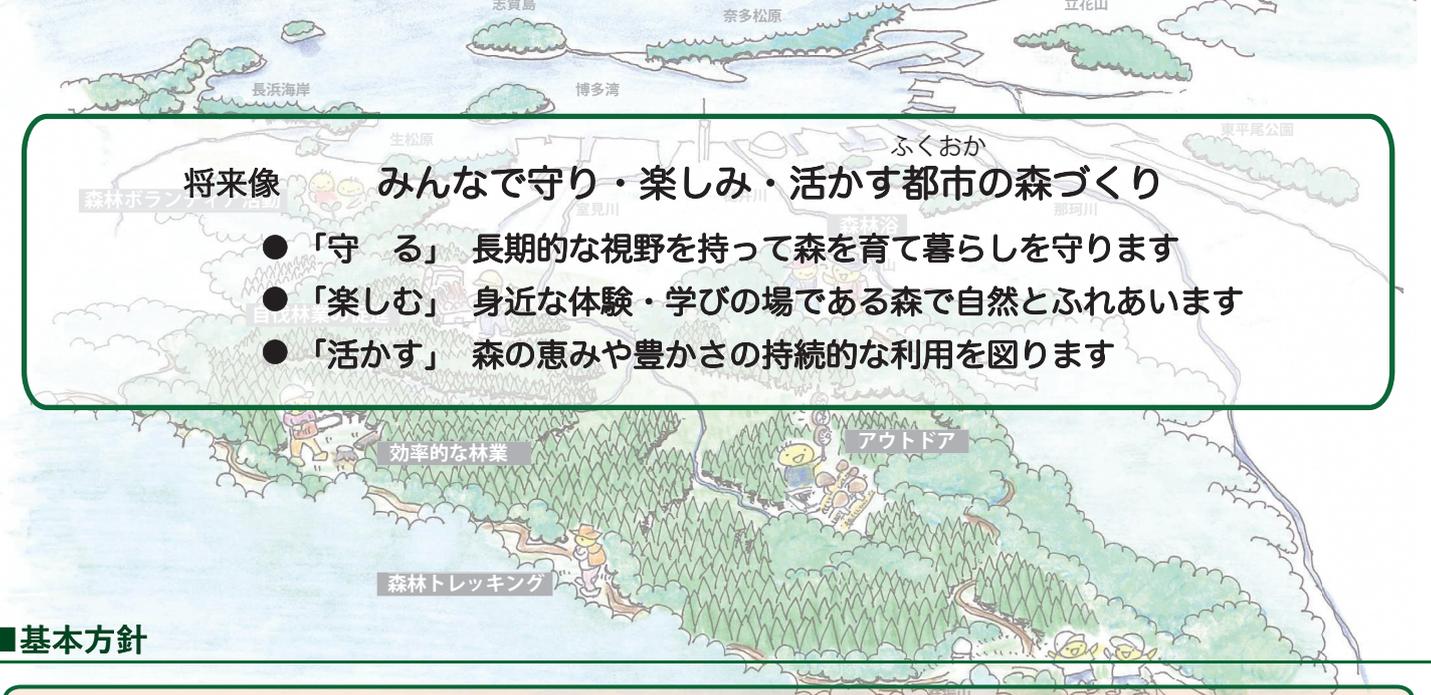


問 福岡市が今後重点的に取り組むべき森林・林業施策はどのようなことだと思いますか。（複数回答）



■福岡市森づくりの将来像

森の恵みや豊かさを市民全体で育て、ふれあい、将来にわたり森を活用していくことにより、森林の持つ様々な多面的機能を広く享受することを目指し、100年後に向けた森の将来像を設定します。



将来像 みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり

- 「守る」 長期的な視野を持って森を育て暮らしを守ります
- 「楽しむ」 身近な体験・学びの場である森で自然とふれあいます
- 「活かす」 森の恵みや豊かさの持続的な利用を図ります

■基本方針

基本方針1 毎日の暮らしを快適に、災害を減らす「安心の森づくり」森林環境教育

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対して、着実に対策に取り組みます。また、近年、頻発する集中豪雨等による災害が発生しており、「流域治水」の考えに基づいた防災・減災対策に取り組みます。



基本方針2 身近な自然を体験し学ぶ「遊びの森づくり」 ~ Work Hard, Play More Hard ~ (仕事も遊びも全力になれるまち)

働く場所と自然が近いコンパクトな福岡市の強みを活かし、より多くの市民が森林で体験し、学べる環境づくりを目指すとともに、観光拠点としても利用できるよう取り組みます。



基本方針3 脊振山系から博多湾まで流域全体で行う「水循環の森づくり」

福岡市には一級河川がなく多くの水を市外の水源に頼っています。貴重な水資源と海域を含めた豊かな水循環を確保するため、市内の森林の水源涵養とともに、広域的な視点をもった施策に取り組みます。



基本方針4 気候変動対策と生物多様性保全に応える「環境の森づくり」

多様な生物の保全や、福岡市が取り組む2040年度を目指したチャレンジに寄与する温室効果ガスの吸収源の役割を担う森林を維持し、その働きを高める取組みを実施します。



基本方針5 持続的な森の利用と生産を目指す「なりわいの森づくり」

森林は「伐って使って植える」循環により持続的な利用を図る必要があります。森林の整備・保全、施業の集約化、持続的な林業経営、担い手育成、木材利用の促進により、林業を安定化させる仕組みを検討します。



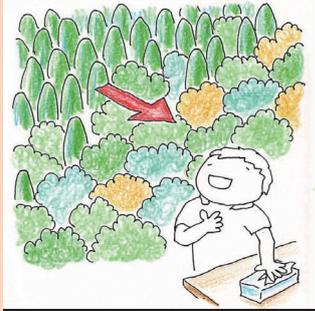
森づくりの基本施策

福岡市の森づくりの将来像の実現に向けて、「守る」「楽しむ」「活かす」を踏まえた5つの基本方針について、それぞれ取り組むべき基本施策を設定します。

(1) 基本方針1 毎日の暮らしを快適に、災害を減らす「安心の森づくり」

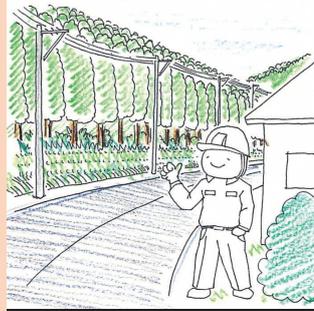
基本施策1：アレルギー（花粉症）対策

スギやヒノキの伐採・有効活用やアレルギーに配慮した樹種（広葉樹）の再造林を推進します。



基本施策2：災害に強い森林づくり

大規模災害に対処するため、間伐等による手入れや良好な林床の維持を行います。



基本施策3：海岸林の保全

海岸部に点在し、市民に愛されている防風林・防砂林としての役割を持つ、松林の保全に努めます。



(2) 基本方針2 身近な自然を体験し学ぶ「遊びの森づくり」

～Work Hard, Play More Hard～ (仕事も遊びも全力になれるまち)

基本施策1：森林空間・活動施設の整備

森林空間及び活動施設の整備、森林へのアクセス改善などに取り組みます。



基本施策2：森林を活かした活動プログラムの提供

空間やニーズに合わせた活動プログラムの開発に取り組みます。



基本施策3：魅力ある森林の情報発信

市民が森を身近に感じられるよう、森林・林業への理解促進を図ります。



基本施策4：関係機関との連携

森林環境教育・体験プログラムの運営、活動を担う人材育成、文化資源の保護など森林の維持管理手法の検討を行います。

(3) 基本方針3 脊振山系から博多湾まで流域全体で行う「水循環の森づくり」

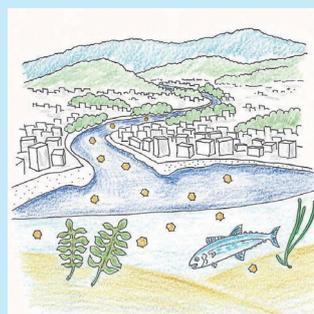
基本施策1：水源涵養機能の維持増進や地域間の連携

ダムや近郊河川、筑後川水系からの貴重な水源を維持するため、水源涵養機能を十分に発揮できるような、森林保全に取り組みます。



基本施策2：豊かな水循環の確保

森林など陸からの栄養を含んだ水などの供給により豊かな海が育てられることから、山～川～海のつながりに配慮した森林保全に取り組みます。



基本施策3：市民や企業との連携による水源の森づくり

福岡市および水源地域の森林の水源涵養機能を維持する取組みを市民や企業と連携して推進します。



(4) 基本方針4 気候変動対策と生物多様性保全に応える「環境の森づくり」

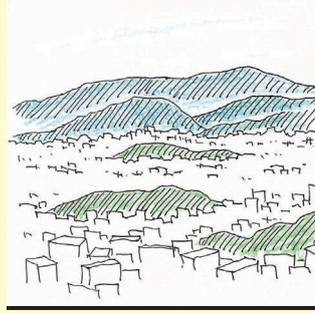
基本施策1：公益的機能を発揮する豊かな森林の保全・整備・管理

温室効果ガスの吸収機能や多様な動植物の生息・生育環境としての機能を十分に発揮させるため、適切な森林管理により保全を行います。



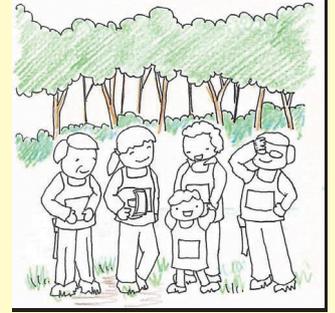
基本施策2：緑のネットワークの構築

市周縁部の樹林地、都市部の公園や緑地保全地区などは、生物多様性や、ヒートアイランド現象の緩和、市民の憩いの場として保全し、快適な環境形成に努めます。



基本施策3：市民・企業の共働による森林保全活動

森林所有者や林業経営体、市民団体、NPO 法人、企業など各種団体と連携し、森林保全活動を支援します。



基本施策4：森林資源活用による炭素貯蔵

樹木は伐採して使うことで炭素を貯蔵することができるため、木材の利用促進に取り組みます。

(5) 基本方針5 持続的な森の利用と生産を目指す「なりわいの森づくり」

基本施策1：森林資源の利用促進

市産材の利用促進に向けた取り組みを行います。



基本施策2：生産効率の向上及び低コスト化の取り組み

施業を集約化し、計画的・持続的な林業経営ができる生産性の向上に努めます。



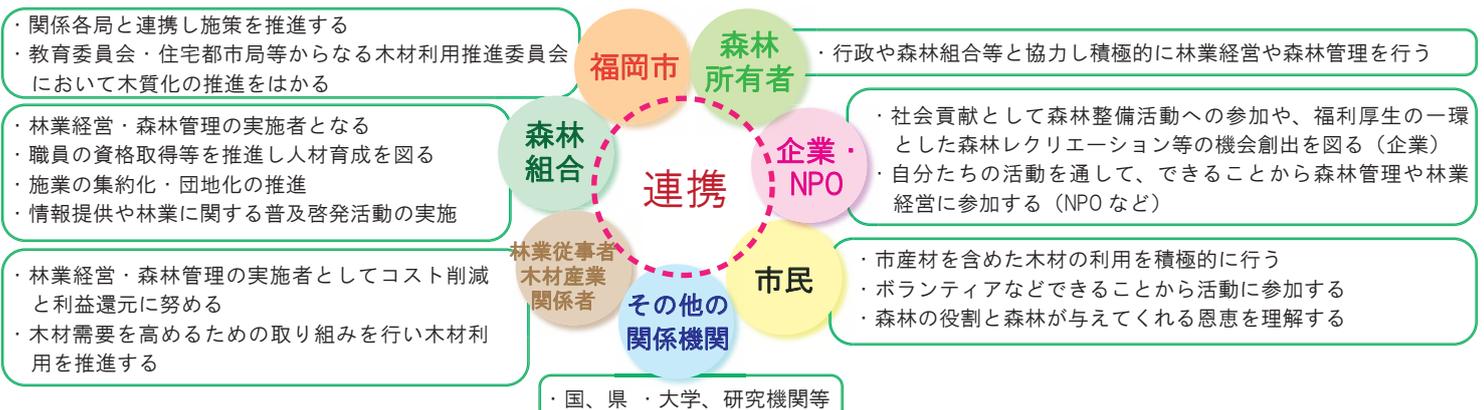
基本施策3：担い手の育成

市民ボランティアなど多様な担い手の育成に努めます。



将来像を実現するための役割分担

行政だけでなく、関係機関や森林組合、所有者、市民、企業、各種民間団体等の理解と協力を得ながら連携して取り組むことにより、推進体制の構築を図ります。



ゾーニング

将来的な森林経営、森林の利活用の視点から、ゾーニングを行い、「ゾーン」「ベース」「トレイル」を設定します。ゾーンは明確な線引きではなく、現状に即して大まかな誘導の方向性を示すものとしします。

①ゾーン

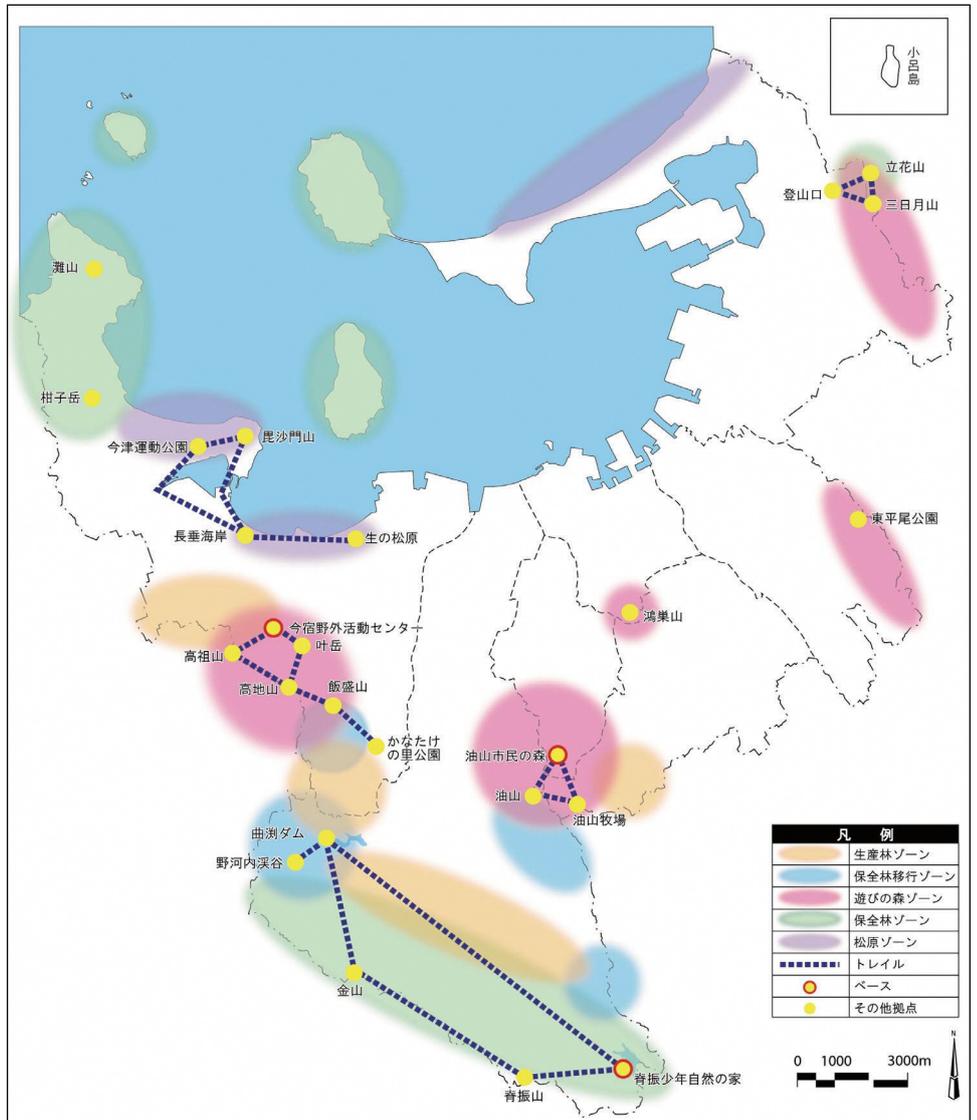
福岡市の森林を「生産林ゾーン」「保全林移行ゾーン」「遊びの森ゾーン」「保全林ゾーン」「松原ゾーン」の5つに分類します。それぞれの特性に合わせて施策を展開していきます。

②ベース（活動拠点）

森林空間を利用する上で拠点となる施設やスポットの中で、特に重要な場所として設定します。例えばレクリエーション施設や登山道の出入り口など比較的人が集まる場所を検討します。

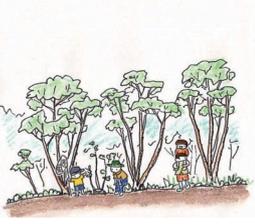
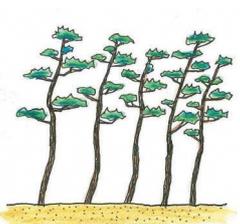
③トレイル（活動動線）

ベースを含む各拠点を結ぶ動線として整備します。既存の遊歩道や登山道などを基本とし、利用者ニーズが高いルート等を優先して整備することを検討します。



図：森づくりのゾーニング（方向性）

【ゾーンの考え方】

	生産林ゾーン	保全林移行ゾーン	遊びの森ゾーン	保全林ゾーン	松原ゾーン
ゾーン区分	 <p>スギ・ヒノキの人工林のうち、木材の生産に適した場所。</p>	 <p>スギ・ヒノキの人工林のうち、施策が困難である場所。</p>	 <p>広葉樹を主体とした森林のうち、スポーツやレクリエーションのフィールドとなる場所。</p>	 <p>広葉樹を主体とした森林のうち、災害防止や生物多様性保全などの機能が大きい場所。</p>	 <p>玄界灘に面したクロマツの植林地。</p>
誘導の方向性	森林所有者への意向調査や森林の集約化、路網整備などを積極的に検討。	針広混交林、複層林等の目標林型も含み、一部は天然林への誘導を検討。	修景的な施策や森林ボランティアによる管理等を行いつつ、市民レクリエーションの場としての整備・活用。	多面的機能の発揮のための施策にとどめ、森林の発達を見守る。	防風防砂林として機能し、官民共働でマツ枯れ対策を行いつつ、市民レクリエーションの場として活用。

第2節 計画の目標（5年間）

「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」

脱炭素化、山地災害対策、花粉症対策や森林レクリエーション需要の高まりなど、森林を取り巻く環境は近年大きく変化し、それに対応するための政策も森林環境譲与税の創設や森林経営管理法の制定など転換期を迎えています。

戦後に植林された森林資源の蓄積量はこれまでで最大となっています。これを「伐って使って植える」循環により持続的な利用と生産を行っていくために、これからの5年間は、所有者への意向調査や境界の明確化、ICTを活用した効率的な林業経営の基盤づくり、地域産材など木材利用の仕組みづくりなどに重点的に取り組み、将来像実現のための土台づくりを行います。

このため、本計画の目標を「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」とし、森林の有する多面的機能の発揮を図るとともに、都市型・循環型林業の構築に取り組みます。



第3節 振興方向（5年間）

この5年間では、「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」の達成に向けて、2つの基本的な振興方向を定めます。

（1）森林の有する多面的な機能の発揮

荒廃した森林の間伐など森林の保全を推進するとともに、林業経営に適さない人工林の広葉樹林化や針広混交林化による花粉症対策に取り組みます。

また、油山市民の森の再整備など市民が森林に親しむ環境づくりなど、森林に対する市民の理解促進に努めます。

（2）都市型・循環型林業の構築

森林経営管理制度に基づき持続可能な林業経営を推進するとともに、地形データや林道等基盤データを活用した効率的な森林整備の基盤を構築します。

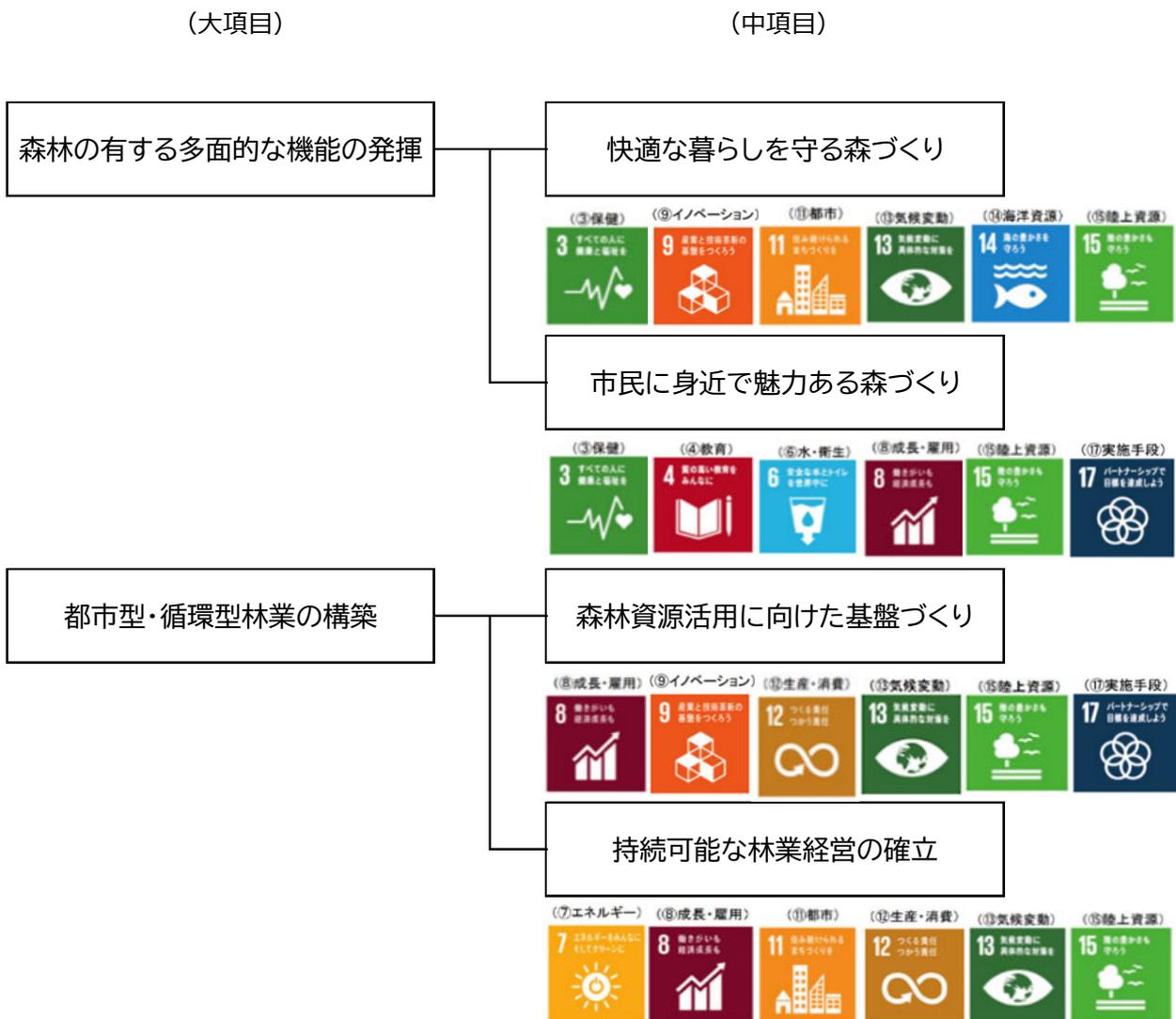
九州一の大消費地であることを生かし、木材利用に積極的に取り組むとともに、地域産材の供給の仕組みづくりを行います。

第4章 振興施策

第1節 施策の体系

【長期的な目標（100年後）】 みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり ^{ふくおか}

【目標（5年間）】 快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築



第2節 施策の実施方針・重点施策

1 森林の有する多面的な機能の発揮

（1）快適な暮らしを守る森づくり



ICT を活用した境界明確化や所有者への意向調査により森林の整備を進めるとともに、松林など暮らしを守る森林の保全に努めます

重点

航空レーザ計測など、リモートセンシングによって得られたデータを活用し、地籍調査が行われていない地域においても適切な森林整備が実施できるよう、森林環境譲与税を活用した境界明確化の推進に取り組みます。



境界明確化の作業風景

林業経営に適さないスギ・ヒノキの人工林については、広葉樹林化や針広混交林の複層林化など、多様な森林づくりを進めることにより、花粉症の原因となるアレルギー物質の軽減や、生物多様性の保全を図ります。

また、今後の管理方針について所有者への意向調査を継続し、森林経営管理制度に基づく適切な経営管理を推進します。



地域による松林の保全活動

松くい虫対策については、引き続き、薬剤の地上散布などの防除を徹底するとともに、抵抗性松苗の植林など、地域と連携した松林の保全・再生活動に取り組みます。

また、山地災害を防止するため、県と連携して土砂崩壊防止のための治山事業を推進するとともに、防災上整備が必要な林道への対策を進めていきます。また、面的な森林整備を実施する際には災害のリスクを軽減する施業方法を採用します。



治山事業で整備した落石防護網

市営林によるカーボン・オフセットの取組みについては、引き続き企業などへのPRを図り、クレジットの活用による森林整備の推進を図ります。

（2）市民に身近で魅力ある森づくり



油山市民の森の再整備など、市民が森林に親しみ理解を深めるための取組みを実施します

気候変動対策やSDGsによる意識の高まりを捉えて、「森林づくり」や「市域外も含む水源地とのつながり」などに対する市民の理解を醸成していくための普及啓発に努めます。

重点

油山市民の森は、様々なニーズに対応した身近な体験活動・森林環境教育の場として、市民が「森で楽しむ」きっかけとなる施設を目指し、再整備を進めます。

NPO・ボランティア団体や、企業のCSRや社会貢献活動としての森林づくりについては、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」をはじめとする様々な支援事業を活用しながら推進していきます。

また、木を使うことが森林の保全につながる事が十分知られていないため、市民の目に触れやすい公共施設の木質化や、イベントにおける木製品の展示や配布、木育の取組みなど、市民への「木づかい」のPRを積極的に行います。



油山市民の森再整備のイメージ



NPO等による森林づくり

2 都市型・循環型林業の構築

（1）森林資源活用に向けた基盤づくり



航空レーザ計測によって得られた地形データ等を活用し、低コストで木材を搬出できる路網整備など、計画的な生産基盤づくりに取り組みます

森林基幹道「早良線」沿線の利用間伐等を効率的に推進していくため、令和2年度に行った路網整備の検討を踏まえ、路網整備の具体的な手法について関係者と協議を進めていきます。

林道について、電子データによる林道台帳の整備を行います。維持管理については、災害を防止するために、定期的にパトロールを実施するとともに、林道における除草や排水施設の清掃等の維持管理を実施していきます。市が管理する林道の橋梁については長寿命化計画に基づき、計画的な維持補修に努めます。

森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を整理した林地台帳について、周知に努め、情報の追加・修正により精度を高めることで、森林整備や資源活用に生かしていきます。

人材の不足に対応するため、個人が週末に副業として間伐等の森林整備を行う自伐林家などの取組みの広がりを把握し、森林に関する知識や木材生産の技術の普及、安全教育など、多様な担い手の育成に努めます。



林道の維持管理



安全作業の講習会（油山市民の森）

（2）持続可能な林業経営の確立



地域産材の積極的な利用により林業生産・森林整備を活性化します

二酸化炭素の吸収源や水源涵養、土砂災害防止など、森林がもたらす多様な恵みを受けるためには、持続可能な林業経営により、森林資源を「伐って、使って、植える」循環利用を図ることが必要です。

森林組合をはじめとする林業事業者等による森林経営計画の策定支援について、引き続き取り組んでいくとともに、令和元年度にスタートした森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託や、森林経営計画の策定など、集約的な経営管理を推進することにより、森林の多面的機能の維持増進を図ります。

分収林事業については、森林の状況や所有者の意向などに応じた適正な管理と、林業資源ビジネス化プロジェクトによる利用間伐などを実施し、生産性の向上、収益化の確保に引き続き取り組んでいきます。

建築物等の木材利用が注目を集めている時流を捉え、「木を使う」ことに積極的に取り組み発信します。

伐採から製材、利用に至る供給の仕組みづくりを行い、一定品質・一定量の地域産材を安定的に供給することにより、公共施設の整備における内装の木質化や木造化を推進します。あわせて、整備段階や整備後における様々な効果を検証し普及に努めます。

重点

また、建築等に携わる職員を対象に木材利用の研修会等を実施し、公共建築物での先導的な取組みを推進するとともに、民間の技術者に対しても木を使うことの重要性を啓発し、木材利用の普及に努めます。



伐採した木材の搬出



市民窓口の木質化（入部出張所）

第3節 5年後の目標

「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」に向けて、5年後の目標を設定します。

【快適な暮らしを守る森づくり】

①長期間手入れがなされていない森林の再生面積 (単位：ha)

	平成20～令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度 (増減)
間伐面積	1,301	1,630	335

※R3年度は予算ベース45ha、R4年度から3割増の58ha×5か年

【市民に身近で魅力ある森づくり】

②森林ボランティア事業への参加人数 (単位：人)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度 (増減)
人数	2,326	2,800	474

※市関連事業

※現状値の2割増

【森林資源活用に向けた基盤づくり】

③林道台帳（電子データ）の整備 (単位：路線、%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度 (増減)
路線数	45	84	39
整備率	54	100	46

※市内84路線全てについて整備

【持続可能な林業経営の確立】

④林業生産 (単位：m³、千円)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度 (増減)
木材生産量	7,503	8,900	1,397
うち主伐	4,563	5,500	937
うち利用間伐	2,940	3,400	460
木材生産額	107,481	130,700	23,219

※主伐は、現状値の2割増

※利用間伐は、直近5か年の最大値と最小値を除いた3か年の平均値

⑤市公共施設整備における木材使用量 (単位：m³)

	平成 28～令和 2 年度 (現状値)	令和 4～8 年度 (目標値)
木材使用量	5,333 (1,067m ³ /年度)	6,500 (1,300m ³ /年度)

※現状値の 2 割増

⑥市公共施設整備の木材使用量における地域産材（県産材含む）の割合 (単位：%)

	令和 2 年度 (現状値)	令和 8 年度 (目標値)	8 年度 - 2 年度 (増減)
使用割合	3.9	5.0	1.1

※直近 5 か年の最大値と最小値を除いた 3 か年の平均値の 2 割増

